

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画 (第1章：海岸の保全に関する基本的な事項)</p> <p>平成23年2月</p> <p>愛知県・三重県</p>	<p>三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画 (第1章：海岸の保全に関する基本的な事項)</p> <p>平成26年一部変更 (平成15年3月)</p> <p>愛知県・三重県</p>

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
目 次	目 次
<p>はじめに</p> <p>海岸保全基本計画の策定にあたって</p> <p>I. 新しい海岸保全のスタート -----</p> <p>I-1 海岸法改正の趣旨 -----</p> <p>I-2 海岸法改正のポイント -----</p> <p>I-3 海岸保全の計画制度 -----</p> <p>II. 海岸保全の実施に向けて～基本方針及び基本計画の作成～ -----</p> <p>II-1 海岸保全基本方針の概要 -----</p> <p>II-2 海岸保全基本計画の作成 -----</p> <p>第1章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要 -----</p> <p>1-1 海岸の概要 -----</p> <p>1-2 海岸整備の経緯 -----</p> <p>1-3 三河湾・伊勢湾の地勢 -----</p> <p>1-4 沿岸の気象 -----</p> <p>1-5 沿岸市町村の人口分布 -----</p> <p>1-6 沿岸域の歴史 -----</p> <p>1-7 沿岸域の地質 -----</p> <p>2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題 -----</p> <p>2-1 防護面から見た現況と課題 -----</p> <p>2-2 環境面から見た現況と課題 -----</p> <p>2-3 利用面から見た現況と課題 -----</p> <p>2-4 沿岸域に対する住民の意識 -----</p> <p>2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード -----</p> <p>3. 海岸の保全の方向に関する事項 -----</p> <p>3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方 -----</p> <p>3-2 海岸の防護に関する事項 -----</p> <p>3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 -----</p> <p>3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 -----</p> <p>3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて -----</p> <p>3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性 -----</p>	<p>はじめに</p> <p>※本資料中のページ番号を示す</p> <p>海岸保全基本計画の策定にあたって</p> <p>I. 平成11年の海岸法改正について ----- 5</p> <p>I-1 平成11年 海岸法改正の趣旨 ----- 5</p> <p>I-2 平成11年 海岸法改正のポイント ----- 6</p> <p>I-3 海岸保全の計画制度 ----- 6</p> <p>II. 海岸保全の実施に向けて～基本方針及び基本計画の作成～ ----- 7</p> <p>II-1 海岸保全基本方針の概要 ----- 7</p> <p>II-2 海岸保全基本計画の作成 ----- 8</p> <p>III. 基本計画の変更にあたって----- 11</p> <p>第1章 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要 ----- 13</p> <p>1-1 海岸の概要 ----- 13</p> <p>1-2 海岸整備の経緯 ----- 14</p> <p>1-3 三河湾・伊勢湾の地勢 ----- 15</p> <p>1-4 沿岸の気象 ----- 15</p> <p>1-5 沿岸市町村の人口分布 ----- 16</p> <p>1-6 沿岸域の歴史 ----- 16</p> <p>1-7 沿岸域の地質 ----- 18</p> <p>2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題 ----- 19</p> <p>2-1 防護面から見た現況と課題 ----- 19</p> <p>2-2 環境面から見た現況と課題 ----- 33</p> <p>2-3 利用面から見た現況と課題 ----- 49</p> <p>2-4 沿岸域に対する住民の意識 ----- 61</p> <p>2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード ----- 71</p> <p>3. 海岸の保全の方向に関する事項 ----- 72</p> <p>3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方 ----- 72</p> <p>3-2 海岸の防護に関する事項 ----- 74</p> <p>3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 ----- 77</p> <p>3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 ----- 79</p> <p>3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて ----- 81</p> <p>3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性 ----- 83</p>

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項【別冊】</p> <p>【愛知県】</p> <p>1. 海岸保全施設の整備の考え方 ----- 1-1 防護面について ----- 1-2 環境面について ----- 1-3 利用面について ----- 2. 地域の特性に応じた整備方針 ----- 2-1 エリアの設定 ----- 2-2 整備方針 ----- 3. 施設整備計画（中期） ----- 3-1 海岸保全施設を整備しようとする区域 ----- 3-2 海岸保全施設の種類・規模及び配置 ----- 3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 -----</p> <p>【三重県】</p> <p>1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向 ----- 1-1 海岸整備の基本方向 ----- 2. 海岸保全施設を整備しようとする区域 ----- 2-1 海岸保全施設を整備しようとする区域 ----- 3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要 ----- 3-1 施設整備による受益の地域及びその状況 ----- 3-2 施設の整備概要 -----</p>	<p>第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項【別冊】</p> <p>【愛知県】</p> <p>1. 海岸保全施設の整備の考え方 ----- 99 1-1 防護面について ----- 99 1-2 環境面について ----- 103 1-3 利用面について ----- 104 2. 地域の特性に応じた整備方針 ----- 105 2-1 エリアの設定 ----- 105 2-2 整備方針 ----- 106 3. 施設整備計画（中期） ----- 107 3-1 海岸保全施設を整備しようとする区域 ----- 107 3-2 海岸保全施設の種類・規模及び配置 ----- 107 3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 ----- 107 3-4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 ----- 108 4. 今後の取組方針 ----- 115</p> <p>【三重県】【別冊】</p> <p>1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向 ----- 1-1 海岸整備の基本方向 ----- 2. 海岸保全施設を整備しようとする区域 ----- 2-1 海岸保全施設を整備しようとする区域 ----- 3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要 ----- 3-1 施設整備による受益の地域及びその状況 ----- 3-2 施設の整備概要 -----</p>

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>はじめに</p> <p>三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県渥美町伊良湖岬から三重県二見町神前岬に至る海岸延長約 687km の区域である。</p> <p>当沿岸は、三河湾や伊勢湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そしてわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。</p> <p>海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。</p> <p>このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害等を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、愛知県・三重県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。</p> <p>しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後 30~50 年を経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている東海・東南海・南海地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。</p> <p>一方、平成 11 年に改正された「海岸法」では、これまでの“災害からの海岸の防護”に加えて“海岸環境の整備と保全”及び“公衆の海岸の適正な利用”が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の 3 つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。</p> <p>このような背景の下、愛知県・三重県では、三河湾・伊勢湾沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図るものとする。</p>	<p>はじめに</p> <p>三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖岬から三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約 687km の区域である。</p> <p>当沿岸は、三河湾や伊勢湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そしてわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。</p> <p>海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。</p> <p>このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害等を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、愛知県・三重県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。</p> <p>しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後 50 年を経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源域とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。</p> <p>一方、平成 11 年に改正された「海岸法」では、これまでの“災害からの海岸の防護”に加えて“海岸環境の整備と保全”及び“公衆の海岸の適正な利用”が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の 3 つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。</p> <p>このような背景の下、愛知県・三重県では、三河湾・伊勢湾沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。</p> <p>しかし、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方方が国から提示された。</p> <p>平成 26 年 3 月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。</p> <p>これらを踏まえ、平成 27 年 3 月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。</p>

海岸保全基本計画の策定にあたって

I. 新しい海岸保全のスタート

I-1 海岸法改正の趣旨

我が国の海岸制度は、昭和31年海岸法の制定により、海岸四省庁（農林水産省、水産庁、運輸省建設省）による海岸管理が開始され、現在にいたっている。このことにより、毎年のように来襲する台風や大地震による高潮や津波等から、海岸の背後地の多くの人命や資産を防護するという役割を担ってきた。

その後、広域的に顕在化する海岸侵食への対応や、社会的なニーズに応じた海岸環境に配慮した海岸整備、利用しやすい海岸整備が進められてきた。

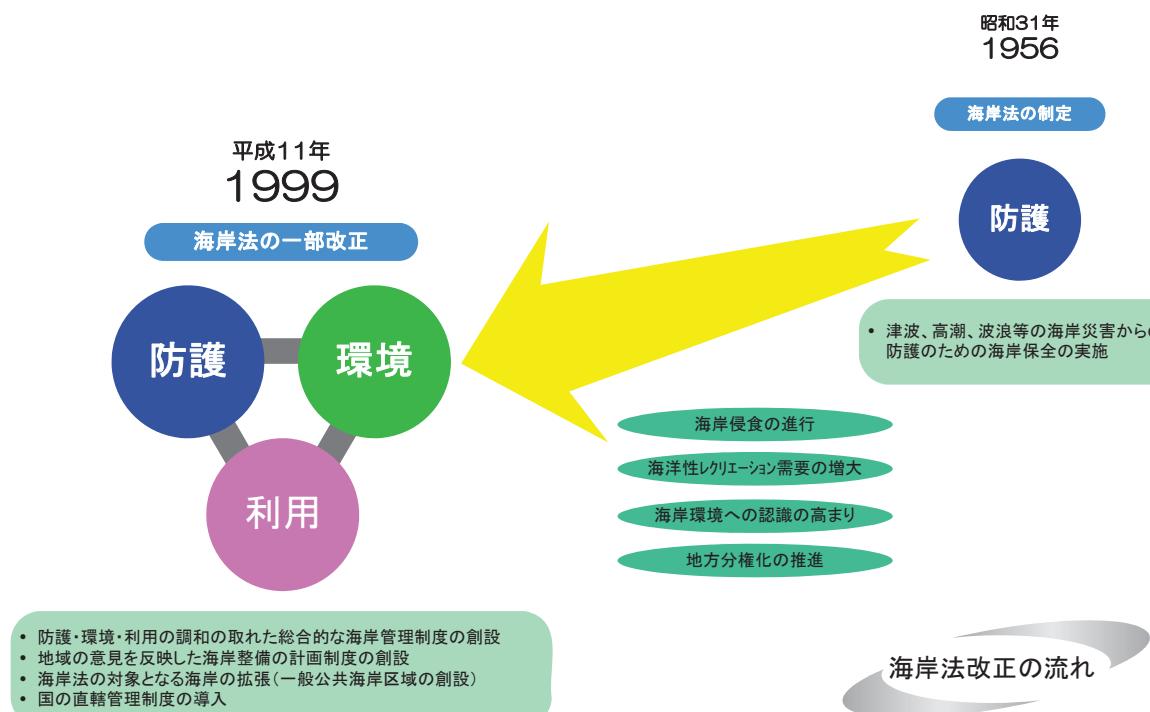
しかし、環境意識や心の豊かさへの要求が高まっている一方で、最近頻発している油流出への適切な対応や、車の乗入れ等による動植物の生息する自然空間の破壊など、種々の問題が生じてきた。また、地域住民の意見を反映した海岸の計画制度や、国と地方の役割分担の明確化など、海岸の整備・管理のより一層の充実が必要となってきた。

こうした状況を踏まえて、海岸四省庁共同で設置した海岸管理検討委員会より、平成10年12月「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」が提言された。

海岸四省庁では、この提言に基づき、海岸法の改正の検討を行い、平成11年第145回国会に「海岸法の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において同法案は全会一致で可決成立した。

出典：「新しい海岸制度のスタート」

(監修：建設省河川局 農林水産省構造改善局
農林水産省水産庁 運輸省港湾局)



海岸保全基本計画の策定にあたって

I. 平成11年の海岸法改正について

I-1 平成11年 海岸法改正の趣旨

我が国の海岸制度は、昭和31年海岸法の制定により、海岸四省庁（農林水産省、水産庁、運輸省、建設省）による海岸管理が開始され、現在にいたっている。このことにより、毎年のように来襲する台風や大地震による高潮や津波等から、海岸の背後地の多くの人命や資産を防護するという役割を担ってきた。

その後、広域的に顕在化する海岸侵食への対応や、社会的なニーズに応じた海岸環境に配慮した海岸整備、利用しやすい海岸整備が進められてきた。

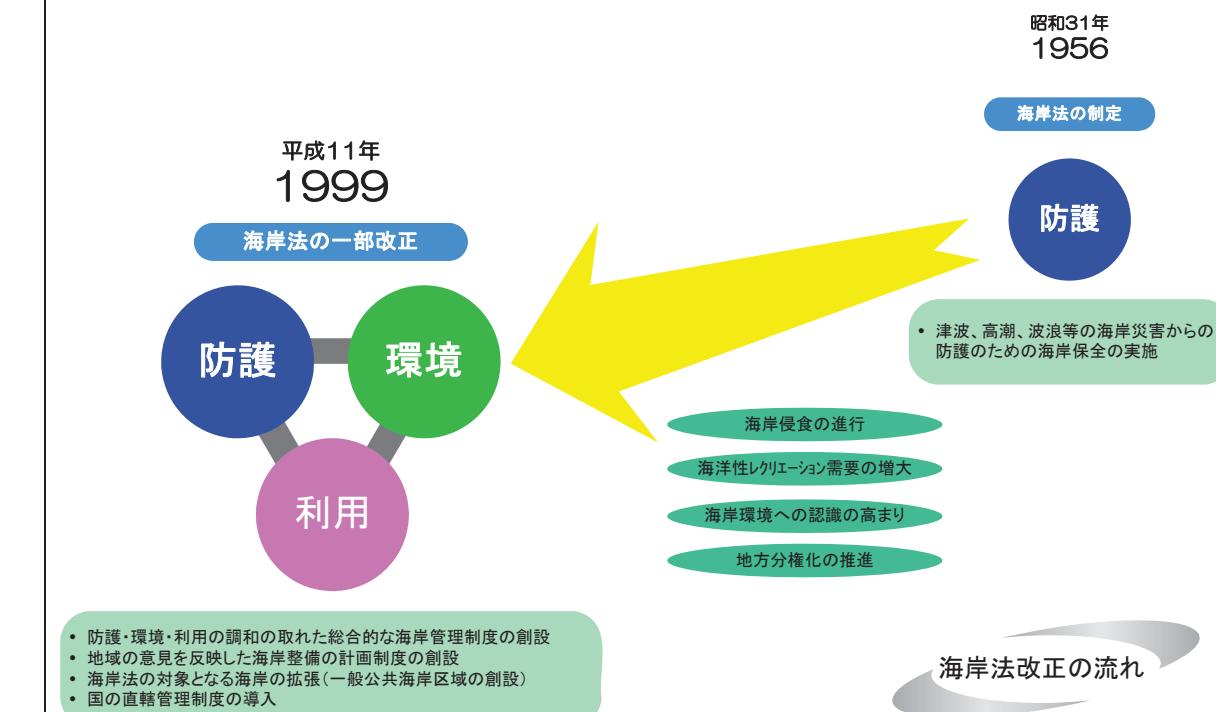
しかし、環境意識や心の豊かさへの要求が高まっている一方で、最近頻発している油流出への適切な対応や、車の乗入れ等による動植物の生息する自然空間の破壊など、種々の問題が生じてきた。また、地域住民の意見を反映した海岸の計画制度や、国と地方の役割分担の明確化など、海岸の整備・管理のより一層の充実が必要となってきた。

こうした状況を踏まえて、海岸四省庁共同で設置した海岸管理検討委員会より、平成10年12月「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」が提言された。

海岸四省庁では、この提言に基づき、海岸法の改正の検討を行い、平成11年第145回国会に「海岸法の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において同法案は全会一致で可決成立した。

出典：「新しい海岸制度のスタート」

(監修：建設省河川局 農林水産省構造改善局
農林水産省水産庁 運輸省港湾局)



I-2 海岸法改正のポイント

1. 法目的の改正

総合的な視点に立った海岸の管理を行うため、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」を加える。

2. 一般公共海岸区域の創設

自然公物として公衆の自由使用に供される海岸を「公共海岸」とし、公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域（従来の法定外公共物）を「一般公共海岸区域」として、それぞれ法律上位置付ける。後者は、施設整備を伴わない、土地の占用、土石の採取等の許可等の海岸法に基づく管理を行う区域とする。

3. 海岸管理のための計画制度の見直し

海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするとともに、地域の意向等を反映するため、主務大臣による海岸保全基本方針と都道府県知事による海岸保全基本計画を策定することとし、後者について、学識経験者、市町村長、地域住民等の意見聴取手続等を規定する。

4. 海岸管理における市町村参画の拡大

日常的な海岸管理への市町村の参画を促進するため、市町村長が、都道府県知事等と協議して、海岸保全区域及び一般公共海岸区域における一部の管理を行うことを可能とする制度を導入する。

5. 海岸の保全上支障のある一定の行為の禁止

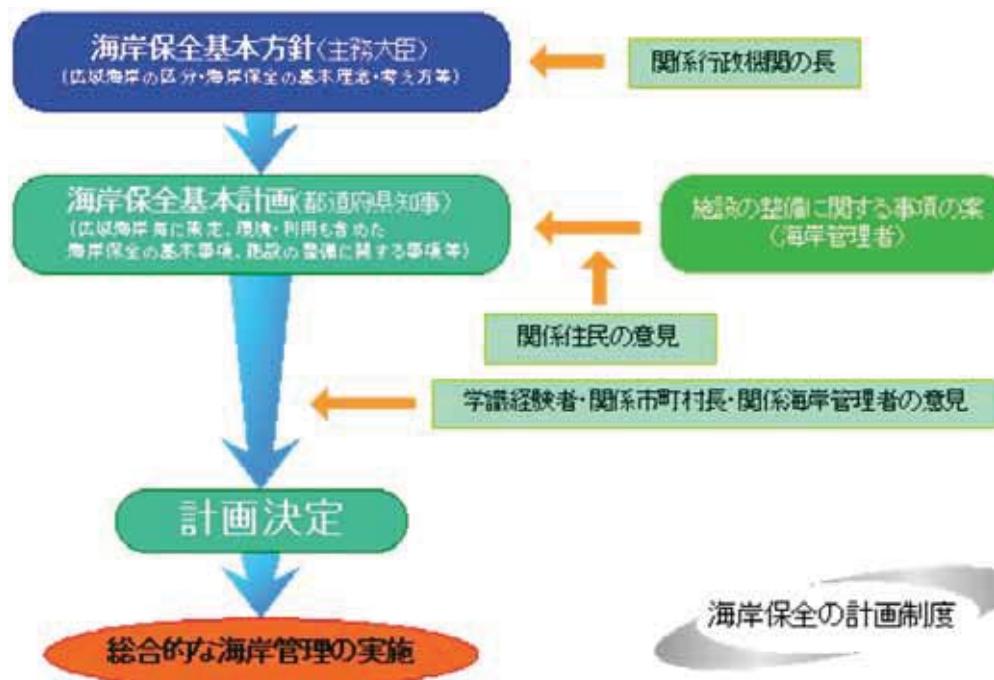
海岸保全施設その他の施設又は工作物の損傷及び破損、油等による海岸の汚損、自動車等の乗り入れ、船舶等の放置等を禁止する。

6. 主務大臣による直轄管理制度の導入

国土保全上極めて重要であり、かつ地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸（政令で沖の島を指定）について、主務大臣が全額国庫負担で海岸管理者としてその管理を行うこととする。

I-3 海岸保全の計画制度

海岸法では、防護・環境・利用の調和した海岸の保全に関する基本の方針を明らかにするとともに、地域の意向等を反映させるため、海岸保全基本方針を主務大臣が、海岸保全基本計画を都道府県知事が策定することとし、総合的な海岸の保全を計画的に推進するための制度体系としている。



I-2 平成 11 年 海岸法改正のポイント

1. 法目的の改正

総合的な視点に立った海岸の管理を行うため、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」を加える。

2. 一般公共海岸区域の創設

自然公物として公衆の自由使用に供される海岸を「公共海岸」とし、公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域（従来の法定外公共物）を「一般公共海岸区域」として、それぞれ法律上位置付ける。後者は、施設整備を伴わない、土地の占用、土石の採取等の許可等の海岸法に基づく管理を行う区域とする。

3. 海岸管理のための計画制度の見直し

海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするとともに、地域の意向等を反映するため、主務大臣による海岸保全基本方針と都道府県知事による海岸保全基本計画を策定することとし、後者について、学識経験者、市町村長、地域住民等の意見聴取手続等を規定する。

4. 海岸管理における市町村参画の拡大

日常的な海岸管理への市町村の参画を促進するため、市町村長が、都道府県知事等と協議して、海岸保全区域及び一般公共海岸区域における一部の管理を行うことを可能とする制度を導入する。

5. 海岸の保全上支障のある一定の行為の禁止

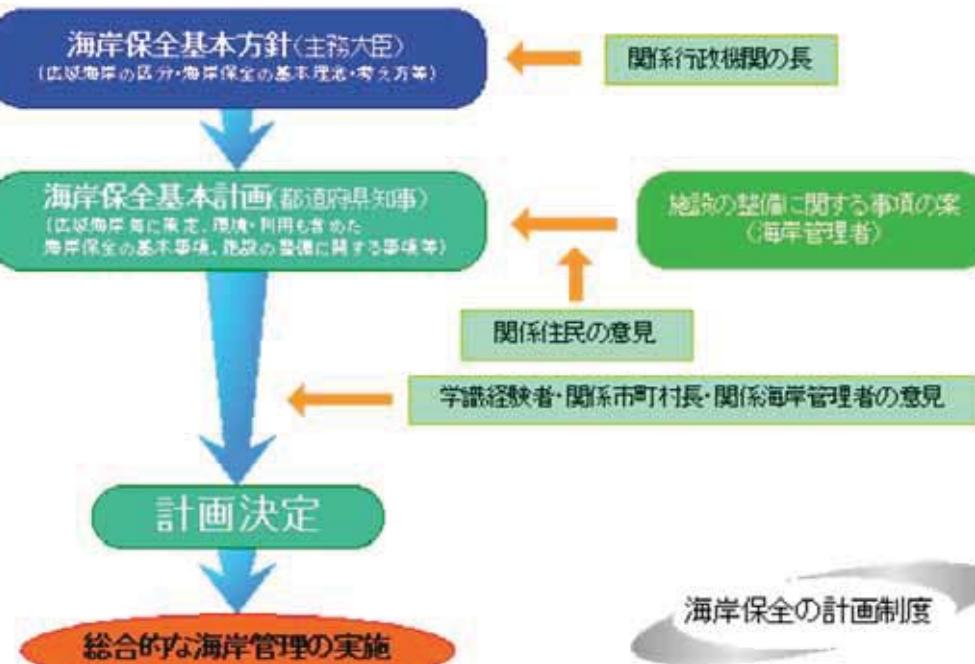
海岸保全施設その他の施設又は工作物の損傷及び破損、油等による海岸の汚損、自動車等の乗り入れ、船舶等の放置等を禁止する。

6. 主務大臣による直轄管理制度の導入

国土保全上極めて重要であり、かつ地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸（政令で沖の島を指定）について、主務大臣が全額国庫負担で海岸管理者としてその管理を行うこととする。

I-3 海岸保全の計画制度

海岸法では、防護・環境・利用の調和した海岸の保全に関する基本の方針を明らかにするとともに、地域の意向等を反映させるため、海岸保全基本方針を主務大臣が、海岸保全基本計画を都道府県知事が策定することとし、総合的な海岸の保全を計画的に推進するための制度体系としている。



II. 海岸保全の実施に向けて～基本方針及び基本計画の作成**II-1 海岸保全基本方針の概要**

海岸保全基本方針には、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的理念が掲げられており、この理念に基づき、海岸防護や海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用についての基本方針が定められている。

海岸保全基本方針の概要**I 海岸保全基本方針に定める事項**

1 海岸の保全に関する基本的な指針

1) 海岸の保全に関する基本的理念

「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」

2) 海岸の保全に関する基本的事項～国と地方の連携による総合的な海岸保全の推進

① 海岸の防護に関する基本的な事項

～地域を守る安全な海岸の整備

- ・ 施設整備による対策
- ・ 防災システムの整備
- ・ 広域的視点からの侵食対策

② 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

～自然と共生する海岸の保全と整備

- ・ 多様な生物の生息・生育の場となる海岸
- ・ 海岸環境の保全
- ・ 車の乗入れの規制
- ・ 油流出事故への対応

③ 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

～多様なニーズに対応した海岸の実現

- ・ 多様な海岸利用
- ・ 対処すべき問題
- ・ 海岸利用増進のための施策

④ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

～防護・環境・利用の調和した施設整備

- ・ 安全な海岸の整備
- ・ 自然豊かな海岸の整備
- ・ 親しまれる海岸の整備

⑤ 海岸の保全に関するその他の重要事項

～行政・地域が一体となった広範な取組みの施策

- ・ 広域的・総合的な視点からの取組みの視点
- ・ 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発
- ・ 調査・研究の推進

2 海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

3 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進

II 海岸保全基本方針は、津波、高潮等による災害の発生の防止、多様な自然環境の保全、人と自然の豊かな触れ合いの確保、海岸利用者の利便の確保等を総合的に考慮して定めるものとする。

III 海岸保全基本方針は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画と調和するものでなければならない。

II. 海岸保全の実施に向けて～基本方針及び基本計画の作成**II-1 海岸保全基本方針の概要**

海岸保全基本方針には、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的理念が掲げられており、この理念に基づき、海岸防護や海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用についての基本方針が定められている。

海岸保全基本方針の概要**I 海岸保全基本方針に定める事項**

1 海岸の保全に関する基本的な指針

1) 海岸の保全に関する基本的理念

「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」

2) 海岸の保全に関する基本的事項～国と地方の連携による総合的な海岸保全の推進

① 海岸の防護に関する基本的な事項

～地域を守る安全な海岸の整備

- ・ 施設整備による対策
- ・ 防災システムの整備
- ・ 広域的視点からの侵食対策

② 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

～自然と共生する海岸の保全と整備

- ・ 多様な生物の生息・生育の場となる海岸
- ・ 海岸環境の保全
- ・ 車の乗入れの規制
- ・ 油流出事故への対応

③ 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

～多様なニーズに対応した海岸の実現

- ・ 多様な海岸利用
- ・ 対処すべき問題
- ・ 海岸利用増進のための施策

④ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

～防護・環境・利用の調和した施設整備

- ・ 安全な海岸の整備
- ・ 自然豊かな海岸の整備
- ・ 親しまれる海岸の整備

⑤ 海岸の保全に関するその他の重要事項

～行政・地域が一体となった広範な取組みの施策

- ・ 広域的・総合的な視点からの取組みの視点
- ・ 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発
- ・ 調査・研究の推進

2 海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

3 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進

II 海岸保全基本方針は、津波、高潮等による災害の発生の防止、多様な自然環境の保全、人と自然の豊かな触れ合いの確保、海岸利用者の利便の確保等を総合的に考慮して定めるものとする。

III 海岸保全基本方針は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画と調和するものでなければならない。

II-2 海岸保全基本計画の作成
■ 海岸保全基本計画の作成に関する基本的事項
<p>都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して定められた沿岸ごとに整合の取れた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。</p> <p>また、沿岸が複数の都府県にわたる場合には、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、海岸保全基本計画を策定するものとする。</p>
海岸の保全に関する基本的理念
<ul style="list-style-type: none"> ・国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。 ・災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を図るものとする。
海岸保全基本計画において定めるべき事項と留意すべき重要事項
(1) 定めるべき基本的な事項
① 海岸の保全に関する基本的な事項
海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。
イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
ロ 海岸の防護に関する事項
防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。
② 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。
イ 海岸保全施設を整備しようとする区域
一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を原則として定める。
ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。
ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその内容
海岸保全施設の整備によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
(2) 留意すべき重要事項
海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。
① 関連計画との整合性の確保
国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。
② 関係行政機関との連携調整
海岸に関する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。
③ 地域住民の参画と情報公開
計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜住民の参画を得る。
また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上をはかるため、海岸に関する情報を広く公開する。
④ 計画の見直し
地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容を検討し、適宜見直しを行う。

変更記載内容（案）
II-2 海岸保全基本計画の作成
■ 海岸保全基本計画の作成に関する基本的事項
<p>都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して定められた沿岸ごとに整合の取れた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。</p> <p>また、沿岸が複数の都府県にわたる場合には、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、海岸保全基本計画を策定するものとする。</p>
海岸の保全に関する基本的理念
<ul style="list-style-type: none"> ・国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。 ・災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を図るものとする。
海岸保全基本計画において定めるべき事項と留意すべき重要事項
(1) 定めるべき基本的な事項
③ 海岸の保全に関する基本的な事項
海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。
イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
ロ 海岸の防護に関する事項
防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。
⑦ 地域住民の参画と情報公開
計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜住民の参画を得る。
また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上をはかるため、海岸に関する情報を広く公開する。
⑧ 計画の見直し
地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容を検討し、適宜見直しを行う。
④ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。
イ 海岸保全施設を整備しようとする区域
一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を原則として定める。
ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。
ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその内容
海岸保全施設の整備によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

現行基本計画記載内容

■ 関連計画及び調査

伊勢湾沿岸整備マスターplan (平成 11 年 9 月 三重県)

暮らしや文化、産業などさまざまな分野で海と深くかかわってきた三重県では、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」として「波浪・高潮からの安全の確保、沿岸域の自然環境の保全、海を主体とする文化の保存・継承が図られ、陸域・海岸域・海域が一体となった魅力ある地域の発展とそれらの調和が取れている姿」と明示し、伊勢湾沿岸を良好な姿で後世に引き継いでいくこととした。この基本理念に基づき、「安全」「環境」「利用」の3つの観点が調和した安全で美しい沿岸域を創造する長期的な視点を持った、沿岸域における整備・保全の基本的事項が提言として示されている。また、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」の達成のために、住民・関係団体・行政が一体となるべく、それぞれの基本的な考え方についても示されている。

伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針 (平成 12 年 8 月 伊勢湾総合対策協議会)

伊勢湾（三河湾も含む）については、伊勢湾に関する岐阜・愛知・三重・名古屋（三県一市）が、多様化・高度化している伊勢湾への要請に対して、海からの視点を重視し、広域的・総合的見地から対応するため、伊勢湾の総合的な利用と保全についての基本的な考え方及び施策の展開に資する方向性を「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」として取りまとめた。

ここでは「健全で活力ある伊勢湾を次世代に継承する」ことを基本的考え方とし、その総合的な施策の方向性として次の4つを明示している。

1. 豊かで美しい伊勢湾の環境保全の推進
2. 伊勢湾の多面的な利用の促進
3. 自然との共生に配慮した海域防災・国土保全の推進
4. 多様な主体の参加と連携

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討調査 (平成 13 年度～14 年度 愛知県)

愛知県では、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画を策定するにあたり、沿岸住民へのアンケートや、検討委員会を設置して海岸に関する学識者及び愛知県の当該海岸に關係の深い有識者の意見を聴くなど、今後の海岸保全のあり方及び整備の進め方について検討している。

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会開催実績

開 催 日	
第 1 回	平成 13 年 11 月 7 日
第 2 回	平成 14 年 1 月 22 日
第 3 回	平成 14 年 9 月 6 日
第 4 回	平成 15 年 2 月 19 日

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会委員名簿

氏 名	所 属 等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会長
奥野 信宏	名古屋大学総長特別補佐
鎌子 次義	豊橋商工会議所常務
喜岡 渉	名古屋工業大学教授
小池 隆	三重大学教授
佐々木 葉	日本福祉大学助教授
佐藤 真紀子	医療法人芙蓉会横瀬医院副院長
橋本 晓	名古屋鉄道株式会社経営企画部長
前地 達郎	愛知県ヨット連盟理事
森下 利久 (沢田 壽一)	南知多町長 (H15. 1. 23 就任) (前南知多町長)
山本 道雄	渥美町長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長

変更記載内容（案）

■ 関連計画及び調査

伊勢湾沿岸整備マスターplan (平成 11 年 9 月 三重県)

暮らしや文化、産業などさまざまな分野で海と深くかかわってきた三重県では、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」として「波浪・高潮からの安全の確保、沿岸域の自然環境の保全、海を主体とする文化の保存・継承が図られ、陸域・海岸域・海域が一体となった魅力ある地域の発展とそれらの調和が取れている姿」と明示し、伊勢湾沿岸を良好な姿で後世に引き継いでいくこととした。

この基本理念に基づき、「安全」「環境」「利用」の3つの観点が調和した安全で美しい沿岸域を創造する長期的な視点を持った、沿岸域における整備・保全の基本的事項が提言として示されている。また、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」の達成のために、住民・関係団体・行政が一体となるべく、それぞれの基本的な考え方についても示されている。

伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針 (平成 12 年 8 月 伊勢湾総合対策協議会)

伊勢湾（三河湾も含む）については、伊勢湾に関する岐阜・愛知・三重・名古屋（三県一市）が、多様化・高度化している伊勢湾への要請に対して、海からの視点を重視し、広域的・総合的見地から対応するため、伊勢湾の総合的な利用と保全についての基本的な考え方及び施策の展開に資する方向性を「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」として取りまとめた。

ここでは「健全で活力ある伊勢湾を次世代に継承する」ことを基本的考え方とし、その総合的な施策の方向性として次の4つを明示している。

1. 豊かで美しい伊勢湾の環境保全の推進
2. 伊勢湾の多面的な利用の促進
3. 自然との共生に配慮した海域防災・国土保全の推進
4. 多様な主体の参加と連携

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討調査 (平成 13 年度～14 年度 愛知県)

愛知県では、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画を策定するにあたり、沿岸住民へのアンケートや、検討委員会を設置して海岸に関する学識者及び愛知県の当該海岸に關係の深い有識者の意見を聴くなど、今後の海岸保全のあり方及び整備の進め方について検討している。

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会開催実績

開 催 日	
第 1 回	平成 13 年 11 月 7 日
第 2 回	平成 14 年 1 月 22 日
第 3 回	平成 14 年 9 月 6 日
第 4 回	平成 15 年 2 月 19 日

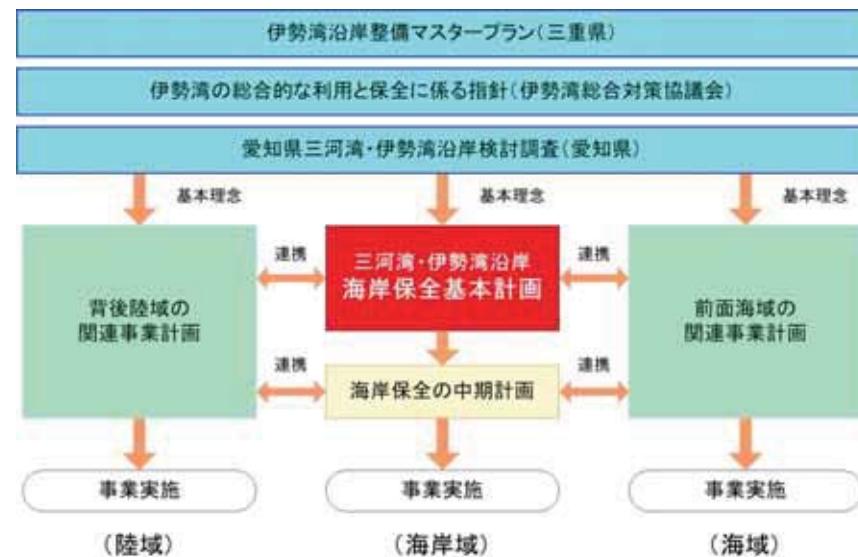
愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会委員名簿

氏 名	所 属 等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会長
奥野 信宏	名古屋大学総長特別補佐
鎌子 次義	豊橋商工会議所常務
喜岡 渉	名古屋工業大学教授
小池 隆	三重大学教授
佐々木 葉	日本福祉大学助教授
佐藤 真紀子	医療法人芙蓉会横瀬医院副院長
橋本 晓	名古屋鉄道株式会社経営企画部長
前地 達郎	愛知県ヨット連盟理事
森下 利久 (沢田 壽一)	南知多町長 (H15. 1. 23 就任) (前南知多町長)
山本 道雄	渥美町長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長

現行基本計画記載内容

関連計画と海岸保全基本計画の関係



■ 計画策定委員会の設置

海岸保全基本計画の策定にあたっては、海岸法第二条の3の2で「学識経験者を有するものの意見を聽かなければならない」とされている。このため、愛知・三重両県の協働による計画策定体制のもとに、三河湾・伊勢湾沿岸の海岸保全のあり方及び整備の進め方について有識者から意見を聞くことを目的として「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会」を設置することとした。



三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開催日
第1回	平成14年12月19日
第2回	平成15年3月20日

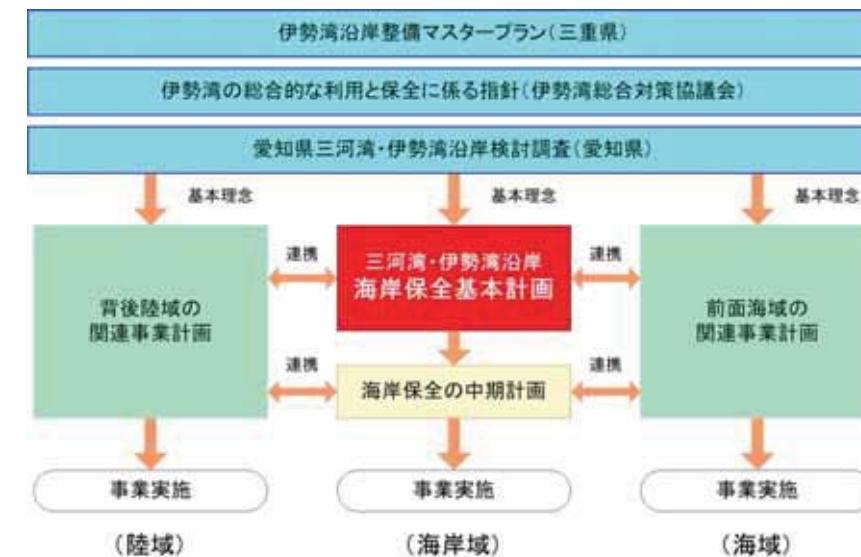
三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画検討委員会委員名簿

氏名	所属等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会长
喜岡 渉	名古屋工業大学教授
渡辺 悅爾	三重大学人文学部長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長

変更記載内容（案）

関連計画と海岸保全基本計画の関係



■ 計画策定委員会の設置

海岸保全基本計画の策定にあたっては、海岸法第二条の3の2で「学識経験者を有するものの意見を聽かなければならない」とされている。このため、愛知・三重両県の協働による計画策定体制のもとに、三河湾・伊勢湾沿岸の海岸保全のあり方及び整備の進め方について有識者から意見を聞くことを目的として「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会」を設置することとした。



三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開催日
第1回	平成14年12月19日
第2回	平成15年3月20日

三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画検討委員会委員名簿

氏名	所属等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会长
喜岡 渉	名古屋工業大学教授
渡辺 悅爾	三重大学人文学部長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）														
	<p style="text-align: center;">III. 基本計画の変更にあたって</p> <hr/> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定の限界、避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止による災害応急活動の遅れなど多くの教訓を残した。</p> <p>愛知県では、津波の実態や被害に関する新たな知見、津波防災への新たな考え方方が国から示されたこと、さらには、平成 21 年 10 月に来襲した台風 18 号により愛知県沿岸部に高潮被害が生じたことを踏まえ、「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」(平成 23~26 年)、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」(平成 23~25 年)を実施し、津波、高潮に対する被害予測、海岸の防護水準や防災の考え方などに関する検討を行なうとともに、地震から県民の生命・財産を守る強靭な県土づくりを目指す「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」を平成 26 年 12 月に公表した。</p> <p>また、平成 26 年 12 月に交付された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する制令」には、海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項に、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項が追加された。</p> <p>以上を踏まえ、主に津波からの防護面に関しての新たな知見や総合的な津波防災への考え方へ従い、『三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」及び「海岸保全施設の整備に関する事項」を見直し、本計画を変更するものである。</p> <p>◎ 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更履歴 平成 15 年 3 月 策定：三重県・愛知県 共同策定 平成 20 年 8 月 変更：三重県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更 平成 20 年 11 月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更 平成 23 年 2 月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更 平成 27 年 3 月 変更：愛知県 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）を契機とした新たな知見の反映</p> <p>変更にあたっては、防護、環境、利用の観点から、新たな知見を踏まえた計画変更をするにあたり学識者や有識者の意見を聞く場として、愛知県海岸保全基本計画検討委員会を設置した。</p> <p>また、海岸の防護に関する技術的検討事項の議論を行う場として、技術部会を設置した。</p> <p style="text-align: right;">愛知県海岸保全基本計画検討委員会開催実績</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 回</td> <td>平成 26 年 8 月 21 日</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>平成 26 年 11 月 27 日</td> </tr> <tr> <td>第 3 回</td> <td>平成 27 年 2 月 5 日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 開催実績</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 回</td> <td>平成 26 年 10 月 24 日</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>平成 26 年 11 月 21 日</td> </tr> </tbody> </table>		開催日	第 1 回	平成 26 年 8 月 21 日	第 2 回	平成 26 年 11 月 27 日	第 3 回	平成 27 年 2 月 5 日		開催日	第 1 回	平成 26 年 10 月 24 日	第 2 回	平成 26 年 11 月 21 日
	開催日														
第 1 回	平成 26 年 8 月 21 日														
第 2 回	平成 26 年 11 月 27 日														
第 3 回	平成 27 年 2 月 5 日														
	開催日														
第 1 回	平成 26 年 10 月 24 日														
第 2 回	平成 26 年 11 月 21 日														

現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

愛知県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 渉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会委員長
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会副委員長
芹沢 俊介	愛知教育大学名誉教授	植物学	
奥野 信宏	中京大学教授	公共経済	
日登 弘	名古屋港水族館館長	海洋生物生態学	
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事	漁業	
山内 均	愛知県観光協会 専務理事	観光	
隆幡 光宏	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長	自然保護	
高瀬 俊明	日本サーフィン連盟 愛知支部長	利用	
佐原 光一	豊橋市長	行政	
榎原 康正	西尾市長	行政	
鈴木 克幸	田原市長	行政	
服部 彰文	弥富市長	行政	
石黒 和彦	南知多町長	行政	

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 委員名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	座長
川崎 浩司	名城大学 特任教授	沿岸域工学	
北野 利一	名古屋工業大学 准教授	水工水理学	
加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授	海岸工学	

※ 敬称略

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要

1-1 海岸の概要

三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県渥美町伊良湖岬を起点とし、三重県二見町神前岬に至る海岸延長約 687km（愛知県部分約 541km、三重県部分 146km）の区域であり、沿岸市町は愛知県側は 11 市 11 町 1 村、三重県側は 6 市 9 町となっている。

当沿岸は、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園、その他県立自然公園の指定や河口干潟等、豊かな自然環境と優れた景観、貴重な文化財等が数多く分布している貴重な空間となっている。

一方、当沿岸には東海地方の主要都市が位置し、背後では土地利用の高度化・都市化による人口・資産の集積が進展している。しかし、昭和 28 年から 38 年にかけて高潮対策事業等により築造された海岸堤防が築後 30~50 年を経過し、一部、老朽化が著しくなっている箇所も見られるとともに、阪神・淡路大地震による被害を教訓として、海岸保全施設の耐震性の向上、近い将来に発生が予測される東海・東南海・南海地震に対する防災体制の確立などの対策が必要となっている。

本計画の対象範囲

愛知県渥美町伊良湖岬～三重県二見町神前岬

(海岸線約 687km うち要保全海岸延長約 485km)

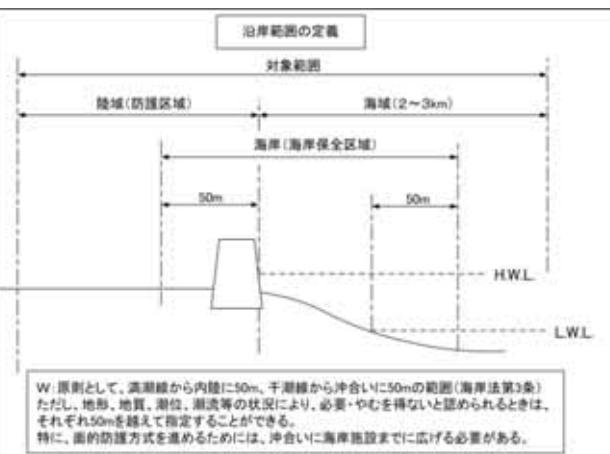
対象となる沿岸市町村

愛知県（11 市 11 町 1 村）

渥美町、田原町、豊橋市、御津町、蒲郡市、幡豆町、吉良町、一色町、西尾市、碧南市、高浜市、刈谷市、東浦町、半田市、武豊町、南知多町、美浜町、常滑市、知多市、東海市、名古屋市、飛島村、弥富町

三重県（6 市 9 町）

木曽岬町、長島町、桑名市、川越町、四日市市、楠町、鈴鹿市、河芸町、津市、香良洲町、三雲町、松阪市、明和町、伊勢市、二見町



所管別保全区域延長

単位 : m

	愛知県	三重県
国土交通省 河川局	154,587	44,225
国土交通省 港湾局	109,642	55,184
農林水産省 水産庁	64,322	23,571
農林水産省 農村振興局	32,431	2,232
合 計	360,982	125,212

※ 愛知県の河川局、農村振興局共管区間 1,767m は、河川局に計上

変更記載内容（案）

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要

1-1 海岸の概要

三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖岬を起点とし、三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約 700km（愛知県部分約 549km、三重県部分 151km）の区域であり、沿岸市町は愛知県側は 14 市 4 町 1 村、三重県側は 7 市 3 町となっている。

当沿岸は、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園、その他県立自然公園の指定や河口干潟等、豊かな自然環境と優れた景観、貴重な文化財等が数多く分布している貴重な空間となっている。

一方、当沿岸には東海地方の主要都市が位置し、背後では土地利用の高度化・都市化による人口・資産の集積が進展している。しかし、昭和 28 年から 38 年にかけて高潮対策事業等により築造された海岸堤防が築後 50 年を経過し、一部、老朽化が著しくなっている箇所も見られるとともに、阪神・淡路大地震による被害を教訓として、海岸保全施設の耐震性の向上、近い将来に発生が予測される南海トラフを震源とする地震に対する防災体制の確立などの対策が必要となっている。

本計画の対象範囲

愛知県田原市伊良湖岬～三重県伊勢市二見町神前岬

(海岸線約 700km うち要保全海岸延長約 483km)

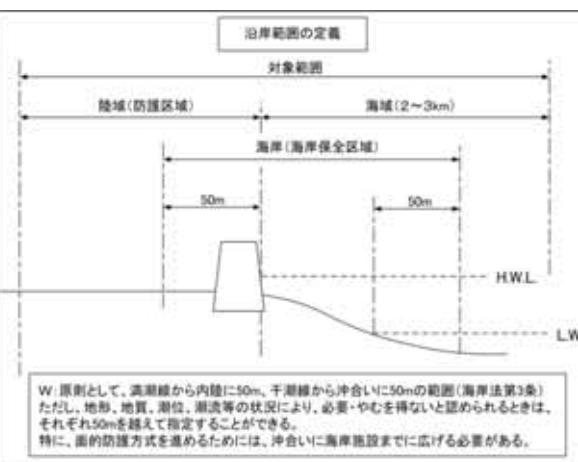
対象となる沿岸市町村

愛知県（14 市 4 町 1 村）

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、西尾市、碧南市、高浜市、刈谷市、東浦町、半田市、武豊町、南知多町、美浜町、常滑市、知多市、東海市、名古屋市、飛島村、弥富市

三重県（7 市 3 町）

木曽岬町、桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市



所管別海岸保全区域延長

単位 : m

	愛知県	三重県	合計
国土交通省 水管理・国土保全局	152,564	44,232	196,796
国土交通省 港湾局	109,055	54,195	163,250
農林水産省 水産庁	63,874	22,605	86,479
農林水産省 農村振興局	34,118	2,232	36,350
合 計	359,611	123,264	482,875

1. 愛知県の水管理・国土保全局、農村振興局共管区間 1,767m は、水管理・国土保全局に計上

現行基本計画記載内容



1-2 海岸整備の経緯

三河湾・伊勢湾の沿岸域は昔から、台風・高潮・津波等の海岸災害に見舞われてきた。1944(昭和 19)年の東南海地震・1946(昭和 21)年の南海地震による地震・津波災害、そして 1953(昭和 28)年に来襲した 13 号台風は沿岸域に大打撃を与え、その復旧工事を皮切りに海岸災害から背後の人命や財産を守るための高潮対策事業が開始されることとなる。

しかしその矢先、1959(昭和 34)年に来襲した伊勢湾台風は再び沿岸域に大きな被害をもたらす事となる。13 号台風以降海岸堤防の改良復旧が進められてきた三重県中勢地域では、海岸災害による被害は僅少であったが、伊勢湾奥部は高波・破堤によって未曾有の大惨害を引き起こした。これにより沿岸域において、高潮等からの防護を目的としたコンクリート堤防による復旧・整備が急速に進められることとなった。

現在、沿岸域に設置されている海岸堤防は、13 号台風以後の高潮対策事業等(昭和 28~38 年)により築造されたものがほとんどであり、築後 30~50 年を経過し、老朽化が進んでいる場所もみられる。

また、近年は沿岸域の防護のためだけではなく、自然環境の保全を図り、住民に親しまれるような海岸の整備が求められるようになり、1999(平成 11)年に改定された海岸法に示す「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」の認識のもと、沿岸域の整備が進められることとなる。

変更記載内容（案）



1-2 海岸整備の経緯

三河湾・伊勢湾の沿岸域は昔から、台風・高潮・津波等の海岸災害に見舞われてきた。1944(昭和 19)年の東南海地震・1946(昭和 21)年の南海地震による地震・津波災害、そして 1953(昭和 28)年に来襲した 13 号台風は沿岸域に大打撃を与え、その復旧工事を皮切りに海岸災害から背後の人命や財産を守るための高潮対策事業が開始されることとなる。

しかしその矢先、1959(昭和 34)年に来襲した伊勢湾台風は再び沿岸域に大きな被害をもたらす事となる。13 号台風以降海岸堤防の改良復旧が進められてきた三重県中勢地域では、海岸災害による被害は僅少であったが、伊勢湾奥部は高波・破堤によって未曾有の大惨害を引き起こした。これにより沿岸域において、高潮等からの防護を目的としたコンクリート堤防による復旧・整備が急速に進められることとなった。

現在、沿岸域に設置されている海岸堤防は、13 号台風以後の高潮対策事業等(昭和 28~38 年)により築造されたものがほとんどであり、築後 50 年を経過し、老朽化が進んでいる場所もみられる。

また、近年は沿岸域の防護のためだけではなく、自然環境の保全を図り、住民に親しまれるような海岸の整備が求められるようになり、1999(平成 11)年に改定された海岸法に示す「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」の認識のもと、沿岸域の整備が進められてきた。

さらに、平成 23 年の東日本大震災における甚大な津波被害を契機として、平成 26 年 3 月には海岸法の改正がなされ、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることとされた。

1-3 三河湾・伊勢湾の地勢

	伊勢湾	東京湾	大阪湾	備考
海岸線延長(km)	687 ¹⁾	780 ¹⁾	422 ¹⁾	
水域面積(km ²)	2,342 ³⁾	1,160 ²⁾	1,400 ²⁾	()は水面積に対する割合
-10m以浅面積(km ²)	620(26%) ²⁾	360(31%) ²⁾	140(10%) ²⁾	()は全国比
埋立面積(km ²) (昭和20年8月～平成3年3月)	79(13%) ²⁾	157(26%) ²⁾	85(14%) ²⁾	()は全国比
平均水深(m)	16.8 ³⁾	38.6 ²⁾	27.5 ²⁾	伊勢湾は伊良湖岬から鳥羽市を結ぶ北側の海域
容積(億m ³)	394 ³⁾	621 ²⁾	440 ²⁾	
流域面積(km ²)	17,675 ⁴⁾	7,540 ²⁾	5,737 ²⁾	
流域人口(千人)	10,610 ⁵⁾	35,530 ²⁾	19,340 ²⁾	

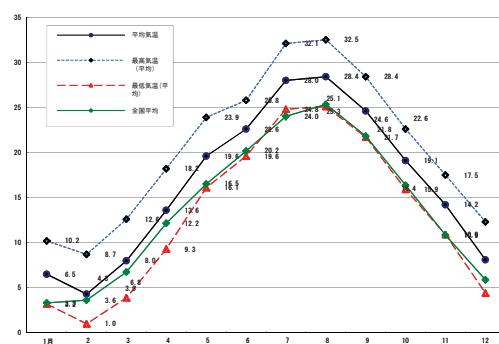
資料:
 1)建設省河川局編「海岸統計」(平成13年度版)より作成
 2)運輸省第三港湾建設局「大阪湾環境図説」(1996.3)より作成
 3)日本沿岸海洋誌(1985, 日本海洋学会)、流量年表(1990, 建設省河川局)、水路図(1984, 海上保安庁水路部)、海域環境創造辞典(1994, 沿岸域海洋研究所)等より作成
 4)平成8年10月1日現在「全国都道府県市区町別面積調」より作成
 5)平成13年4月1日現在「住民基本台帳人口」より作成
 注)原則として、各湾の範囲は、東京湾は劍崎から洲崎を結ぶ北側の海域、大阪湾は明石海峡(明石市東境界)・紀淡海峡(和歌山県界)・淡路島及び本州で囲まれた海域。

三河湾・伊勢湾は、海岸線延長 687km、水域面積 2,342km² の規模を持つ日本最大級の内湾である。流域面積も東京湾、大阪湾に比べて広い。一方で、平均水深は、東京湾、大阪湾と比べて狭く、容積は最小である。

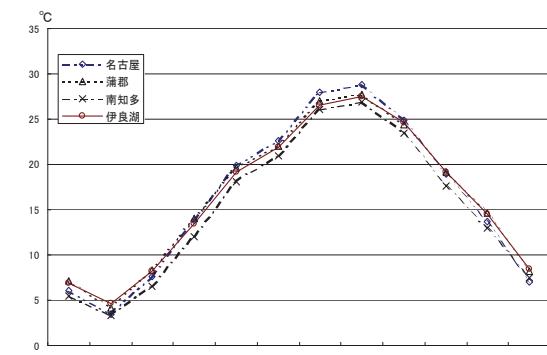
三大湾の現況
 資料:「伊勢湾マップ」H14
 (伊勢湾総合対策協議会)

1-4 沿岸の気象

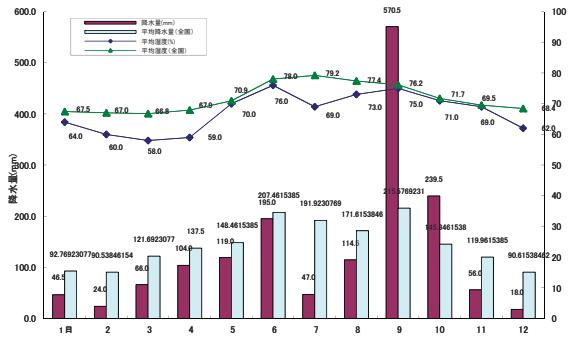
三河湾及び伊勢湾沿岸に位置する市町村の気候は、年平均気温約 15~16°C と比較的温暖な気候である。年間を通じての気温変化は、三河湾、伊勢湾沿岸における差異はほとんど見られない一方で、月別降水量については、6 月には蒲郡市、9 月には名古屋市、津市、11 月に伊良湖が突出しており、三河湾と伊勢湾における差異を示している。



津市の月別平均気温(平成 12 年)

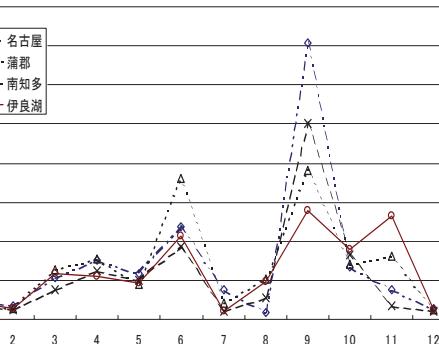


愛知県地域気象観測所の月別平均気温
(平成 12 年)



津市の月別平均湿度・降水量(平成 12 年)

※平均値: 1961~1990 年の平均値
 (資料: 津地方気象台)



愛知県地域気象観測所の月別降水量
(平成 12 年)
 (資料: 名古屋地方気象台)

変更記載内容(案)

1-3 三河湾・伊勢湾の地勢

三河湾・伊勢湾は、海岸線延長 700km、水域面積 2,342km² の規模を持つ日本最大級の内湾である。流域面積も東京湾、大阪湾に比べて広い。一方で、平均水深は、東京湾、大阪湾と比べて狭く、容積は最小である。

	三河湾・伊勢湾	東京湾	大阪湾	備考
海岸線延長(km)	700	775 ¹⁾	437 ¹⁾	
水域面積(km ²)	2,342 ³⁾	1,380 ³⁾	1,447 ³⁾	()は水面積に対する割合
-10m 以浅面積(km ²)	612(22%) ³⁾	308(26%) ³⁾	106(7%) ³⁾	()は全国比
埋立面積(km ²) (昭和20年8月～平成3年3月)	79(13%) ⁴⁾	157(26%) ⁴⁾	85(14%) ⁴⁾	()は全国比
平均水深(m)	16.8 ³⁾	38.6 ³⁾	27.5 ³⁾	伊勢湾は伊良湖岬から鳥羽市を結ぶ北側の海域
容積(億m ³)	394 ³⁾	621 ³⁾	440 ³⁾	
流域面積(km ²)	18,135 ⁵⁾	7,597 ³⁾	5,766 ³⁾	
流域人口(千人)	10,892 ⁶⁾	29,060 ⁷⁾	19,340 ⁴⁾	

資料:

1)建設省河川局編「海岸統計」(平成 25 年度版)

2)「日本の閉鎖性海域の環境保全 2003」(財団法人国際エメックスセンター)

3)中央環境審議会水環境部会総量規制専門委員会(平成 16 年 11 月 2 日)資料

4)運輸省第三港湾建設局「大阪湾環境図説」(1996.3)

5)平成 21 年 10 月 1 日現在「全国都道府県市区町別面積調」より作成

6)平成 22 年 3 月 31 日現在「住民基本台帳人口」より作成

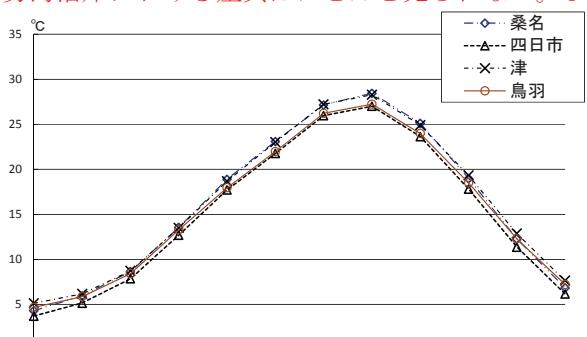
7)平成 17 年 3 月 31 日現在各都県の住民基本台帳

注)原則として、各湾の範囲は、東京湾は劍崎から洲崎を結ぶ北側の海域、大阪湾は明石海峡(明石市東境界)・紀淡海峡(和歌山県界)・淡路島及び本州で囲まれた海域

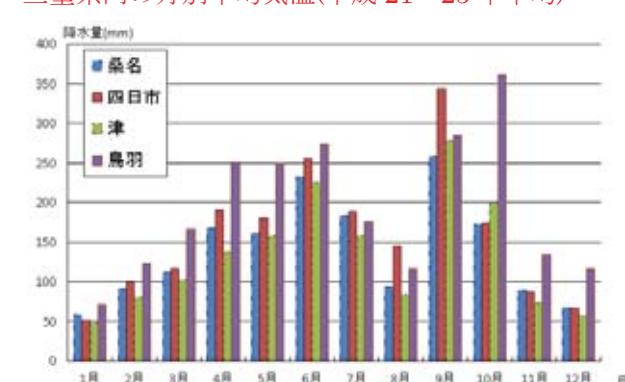
※上表のうち、海岸線延長以外の項目は、伊勢湾環境データベース(中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP)で公開されている値を引用。

1-4 沿岸の気象

三河湾・伊勢湾沿岸に位置する市町村の気候は、年平均気温約 15~16°C と比較的温暖な気候である。三河湾、伊勢湾沿岸における差異はほとんど見られない。また、降水量は冬季は少なく、梅雨および台風期に多い傾向となる。



三重県内の月別平均気温(平成 21~25 年平均)



現行基本計画記載内容

1-5 沿岸市町村の人口分布

沿岸域の市町村には、愛知県・三重県内の約50%が居住しており(平成12年国勢調査)平成7年調査と比べて愛知県側では1.01%、三重県側では1.82%の増加率となっている。

愛知県における沿岸市町村の人口及び人口密度・増減率

市町村	人口(人)	県総数に対する割合(%)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	前回(平成7年)から増減率(%)
愛知県	7,043,235	100.00	5,152.90	1,366.85	1.03
沿岸域計	3,606,284	51.20	1,472.60	2,448.92	1.01

三重県における沿岸市町村の人口及び人口密度・増減率

市町村	人口(人)	県総数に対する割合(%)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	前回(平成7年)から増減率(%)
三重県	1,857,339	100.00	5,776.40	321.54	0.87
沿岸域計	1,083,458	58.33	1,098.00	986.76	1.82

資料：平成12年国政調査報告

1-6 沿岸域の歴史

古代

伊勢湾は、古代からの呼び名は「東海」である。これはヤマト王権が置かれた飛鳥から東に位置した最初の海であったからである。特に、三輪山の麓を走る北緯34度32分線上には、多くの日置や伊勢の斎宮後などの遺跡があり、「太陽の道」と呼ばれており、大和から伊勢に神宮が移された基線と考えられている。このことは朝日が海から最初に輝く地として、伊勢の海が意識されていたことを物語る。この伊勢・志摩の海は『日本書紀』では、「常世の波の重波の寄せる」地であった。また「御饌国」といわれ、これは海の幸の豊富さからの命名であろう。

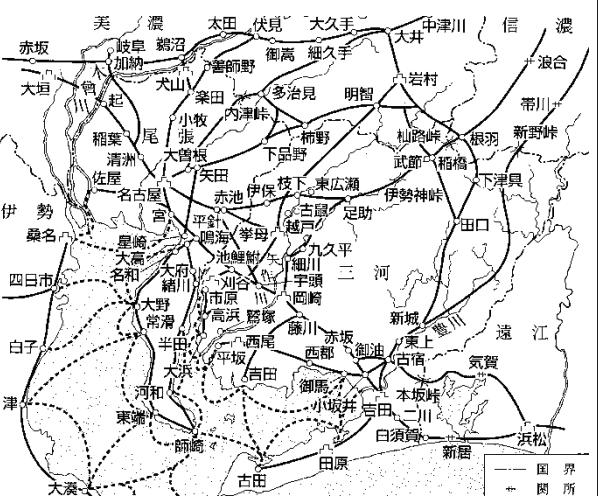
中世

陸上の街道の発展と同様に海上の交通も大きく発展し、年貢米などの重い物の運送には海路が利用され、古代以来、尾張・三河の御厨から伊勢神宮へ、伊勢湾をわたって贋が運ばれた事が知られている。また、年貢の輸送以外に陶器の流通にも利用され、窯の散在する知多半島各所から「小廻船(湾内航行)」によって伊勢の大湊などの拠点となる港に陶器を集め、「大廻船(外洋湾内)」に積みかえて遠隔地への輸送が行われていた。

さらに、伊勢湾内の航路は物資の輸送のみではなく、人の移動にも利用された。大永二(1522)年、連歌師の宗長は駿河から京へ向かうさい、戦乱の矢作・八橋を避けて、海路刈谷にはいり常滑を経て野間から大湊へ渡った。伊勢湾沿岸には多くの港が存在し、相互に連絡されていた。

近世

慶長6(1601)年に徳川家康は東海道に宿駅を指定した。伊勢湾沿岸では、宮(名古屋市熱田)、桑名、四日市が指定され、そのうち桑名宿と宮宿との間を船で通行することになっており、この海上距離が七里であったので、「七里の渡し」とよばれていた。また、このほかにも東海道から分岐する街道、伊勢湾内の港を結ぶいくつもの航路があったといわれている。



交通路略図(近世)
資料：「愛知県の歴史」(山川出版社)

変更記載内容(案)

1-5 沿岸市町村の人口分布

沿岸域の市町村には、愛知県では県内の人口の約50%、三重県では約70%が居住している。両県とも、人口の増減率は県全体と比較して高く、人口密度も高い傾向にある。

愛知県における沿岸市町村の人口及び人口密度・増減率

市町村	人口(人)	県総数に対する割合(%)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	前回(平成17年)から増減率(%)
愛知県	7,410,719	100.00	5,164.04	1,434.80	2.20
沿岸域計	3,889,380	52.48	1,574.21	2,470.69	3.45

三重県における沿岸市町村の人口及び人口密度・増減率

市町村	人口(人)	県総数に対する割合(%)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	前回(平成17年)から増減率(%)
三重県	1,854,724	100.00	5,777.27	321.04	-0.66
沿岸域計	1,296,509	69.90	2,253.31	575.38	0.18

資料：平成22年国勢調査報告

1-6 沿岸域の歴史

古代

伊勢湾は、古代からの呼び名は「東海」である。これはヤマト王権が置かれた飛鳥から東に位置した最初の海であったからである。特に、三輪山の麓を走る北緯34度32分線上には、多くの日置や伊勢の斎宮後などの遺跡があり、「太陽の道」と呼ばれており、大和から伊勢に神宮が移された基線と考えられている。このことは朝日が海から最初に輝く地として、伊勢の海が意識されていたことを物語る。この伊勢・志摩の海は『日本書紀』では、「常世の波の重波の寄せる」地であった。また「御饌国」といわれ、これは海の幸の豊富さからの命名であろう。

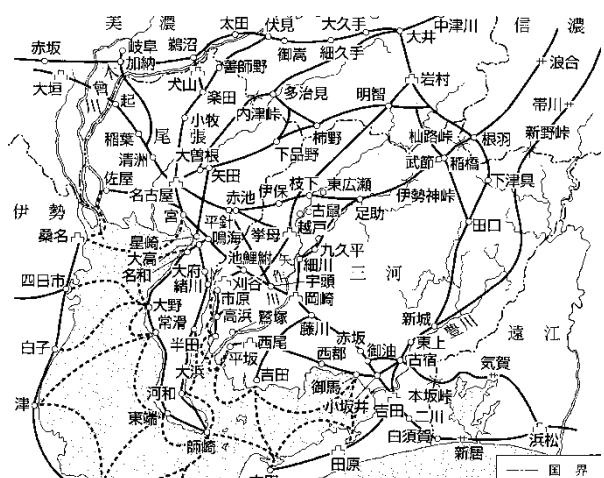
中世

陸上の街道の発展と同様に海上の交通も大きく発展し、年貢米などの重い物の運送には海路が利用され、古代以来、尾張・三河の御厨から伊勢神宮へ、伊勢湾をわたって贋が運ばれた事が知られている。また、年貢の輸送以外に陶器の流通にも利用され、窯の散在する知多半島各所から「小廻船(湾内航行)」によって伊勢の大湊などの拠点となる港に陶器を集め、「大廻船(外洋湾内)」に積みかえて遠隔地への輸送が行われていた。

さらに、伊勢湾内の航路は物資の輸送のみではなく、人の移動にも利用された。大永二(1522)年、連歌師の宗長は駿河から京へ向かうさい、戦乱の矢作・八橋を避けて、海路刈谷にはいり常滑を経て野間から大湊へ渡った。伊勢湾沿岸には多くの港が存在し、相互に連絡されていた。

近世

慶長6(1601)年に徳川家康は東海道に宿駅を指定した。伊勢湾沿岸では、宮(名古屋市熱田)、桑名、四日市が指定され、そのうち桑名宿と宮宿との間を船で通行することになっており、この海上距離が七里であったので、「七里の渡し」とよばれていた。また、このほかにも東海道から分岐する街道、伊勢湾内の港を結ぶいくつもの航路があったといわれている。



交通路略図(近世)
資料：「愛知県の歴史」(山川出版社)

現行基本計画記載内容

桑名宿は藩主や東海道通行大名らの渡航のほかに、江戸や大阪に荷物を運ぶ廻船をもつ人、漁船、通行人の増加に伴って賑わっていた。四日市宿は徳川家康の所領であったため、尾張・宮宿へと渡海するが多く、これを十里の渡しといった。熱田宿は東海道最大の宿場町としての繁栄をほこるとともに、文化的には尾張文化の拠点の一つであり、経済的には名古屋の外港として尾張と日本全国との経済活動の中継点として重要な役割を果たした。

近世～近代

幕末には四日市港が横浜方面及び伊勢湾航路の中心となっていたが、安政の地震で支障をきたす。

明治 17 年に廻船問屋の稻葉三右衛門は、私費で四日市港の改築を完成させ、明治初期の四日市発展の基礎となった。また、四日市港を利用して良質なインド木綿を材料としていた三重紡績会社が順調に業績を伸ばし、買収・合併により明治末には日本一の規模となった。

一方、大正初期には名古屋を中心とする中京工業地帯が形成され、紡織・陶磁器工業が発展を続ける中、製鋼・車両等の金属・機械工業も躍進し、本格的な工業圏へと成長することとなる。



稻葉三右衛門と明治中期の四日市港
資料：歴史ある四日市港HP

近代～現代

昭和 28 年の台風 13 号では満潮時と重なったため高波が発生して、三河湾・伊勢湾沿岸に大被害をもたらした。また、昭和 34 年の伊勢湾台風では、多数の死者を出し特に伊勢湾沿岸域に甚大な被害を与え、その後海岸域において海岸災害から背後の人命や資産を守る高潮対策事業が進められている。

昭和 30 年頃に高度経済成長が始まると、名古屋南部地区に東海製鉄が設立され、本格的に鉄鋼生産が開始されると企業の進出が相次ぎ、臨海工業地帯が形成された。その後愛知県では、昭和 36 年に衣浦湾臨海工業地帯、昭和 39 年からは東三河臨海工業地帯の造成も始まった。

また、四日市港の塩浜地区には昭和 33 年に日本で最初の石油化学の第一コンビナートが誕生し、昭和 38 年に第二、47 年に第三コンビナートが造られた。

さらには、平成 17 年 3 月には常滑沖において中部国際空港が開港予定であり、国内外の航空ネットワークの充実と、日本の玄関として国際交流拠点の役割を担うことが期待されている。



名古屋港 資料：名古屋港 HP



中部国際空港
資料：中部国際空港株式会社HP

文章：「伊勢・三河湾再生のシナリオ」
(伊勢湾研究会編)
「愛知県の歴史」(山川出版社)
「三重県の歴史」(山川出版社)
より引用

変更記載内容（案）

桑名宿は藩主や東海道通行大名らの渡航のほかに、江戸や大阪に荷物を運ぶ廻船をもつ人、漁船、通行人の増加に伴って賑わっていた。四日市宿は徳川家康の所領であったため、尾張・宮宿へと渡海するが多く、これを十里の渡しといった。熱田宿は東海道最大の宿場町としての繁栄をほこるとともに、文化的には尾張文化の拠点の一つであり、経済的には名古屋の外港として尾張と日本全国との経済活動の中継点として重要な役割を果たした。

近世～近代

幕末には四日市港が横浜方面及び伊勢湾航路の中心となっていたが、安政の地震で支障をきたす。

明治 17 年に廻船問屋の稻葉三右衛門は、私費で四日市港の改築を完成させ、明治初期の四日市発展の基礎となった。また、四日市港を利用して良質なインド木綿を材料としていた三重紡績会社が順調に業績を伸ばし、買収・合併により明治末には日本一の規模となった。

一方、大正初期には名古屋を中心とする中京工業地帯が形成され、紡織・陶磁器工業が発展を続ける中、製鋼・車両等の金属・機械工業も躍進し、本格的な工業圏へと成長することとなる。



稻葉三右衛門と明治中期の四日市港
資料：歴史ある四日市港HP



名古屋港
資料：名古屋港管理組合



中部国際空港
資料：中部国際空港株式会社HP

文章の参考：「伊勢・三河湾再生のシナリオ」
(伊勢湾研究会編)
「愛知県の歴史」(山川出版社)
「三重県の歴史」(山川出版社)

現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

1-7 沿岸域の地質

地質は、古世層状花崗岩を主としていて、紀伊山脈は平行山脈となり、走向は主脈の走向と一致して東西の方向をとる。地質は、古世層を主として、南に中世層を露出してその配列は山脈の走向にともなっている。

伊勢平野は、伊勢湾の陥没後地盤の隆起作業と、鈴鹿山脈より流出する17河川の堆積作用によって生成した海岸平野であり、主として第三紀層より成り、ところどころに第四紀層を露出する幅12km、長さ102kmにおよぶ帶状の一大沖積平野である。伊賀盆地は第三紀および第四紀より成り、四圍に花崗岩、地変状、花崗岩地を巡らしている。

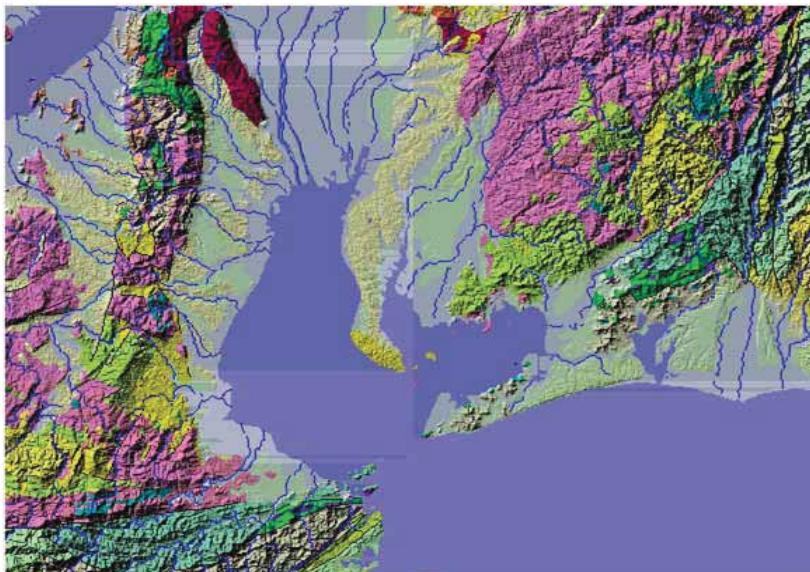
愛知県の西部は、木曽三川が運んできた大量の土砂の堆積によってできた広大な沖積低地、濃尾平野が広がっている。低地に続く台地は、更新世の河岸段丘で、名古屋城を始めとする名古屋市の中心部の基盤を作っている。東に向って次第に段を重ね、やがてゆるやかな起伏を持つ尾張丘陵となる。北部は、犬山城を先端とした尾張山地の高まりで、中・古生層を主とする美濃帶の堅い岩石からなっている。

濃尾平野には、せり上がる養老山地と三河山地のはざまで西へ傾きながら沈下する「濃尾傾動運動」があり、西端の堆積層は2000mにも及ぼうとしている。逆に、猿投山～知多半島ラインは隆起し、矢作川沿いは相対的に下がっている。

知多半島は、第三紀鮮新世の砂礫層に覆われる低い丘陵地帯である。半島の南端部分には、更に古い第三紀中新世の地層、師崎層群が現れている。知多半島の東側は、矢作川の生んだ台地と低地からなり、岡崎平野と呼ばれ、広い平坦面を残す台地がその北に続いている。

最も広い面積を占める三河山地は、主に中生代の花崗岩類と領家帶の変成岩からなる標高の高い山岳地帯である。山地のうちでも鳳来町・設楽町・東栄町にかけての一帯には、第三紀の海成層と、その海で起こった火山活動の爪跡が様々な形で残されている。

西南日本を南北に分断する日本最長の断層帯、中央構造線が豊川の谷から三河湾の底を走っている。この中央構造線を境として地質は全く姿を変え、八名・弓張山地は断層活動の影響を強く受けた圧碎岩やじょう乱帶、変形の著しい三波川帯の変成岩類からなっている。豊橋市から渥美半島にかけての山地を構成するのは、主に中・古生層からなる秩父累帯の岩石である。



資料:

- ・自然観察指導マニュアル 自然情報あいち
- ・伊勢湾台風災害誌
- ・日本列島の地質
- (日本列島の地質編集委員会 編
工業技術院地質調査所 監修)

沿岸域の地質

(日本列島の地質
日本列島の地質編集委員会 編)

1-7 沿岸域の地質

地質は、古世層状花崗岩を主としていて、紀伊山脈は平行山脈となり、走向は主脈の走向と一致して東西の方向をとる。地質は、古世層を主として、南に中世層を露出してその配列は山脈の走向にともなっている。

伊勢平野は、伊勢湾の陥没後地盤の隆起作業と、鈴鹿山脈より流出する17河川の堆積作用によって生成した海岸平野であり、主として第三紀層より成り、ところどころに第四紀層を露出する幅12km、長さ102kmにおよぶ帶状の一大沖積平野である。伊賀盆地は第三紀および第四紀より成り、四围に花崗岩、地変状、花崗岩地を巡らしている。

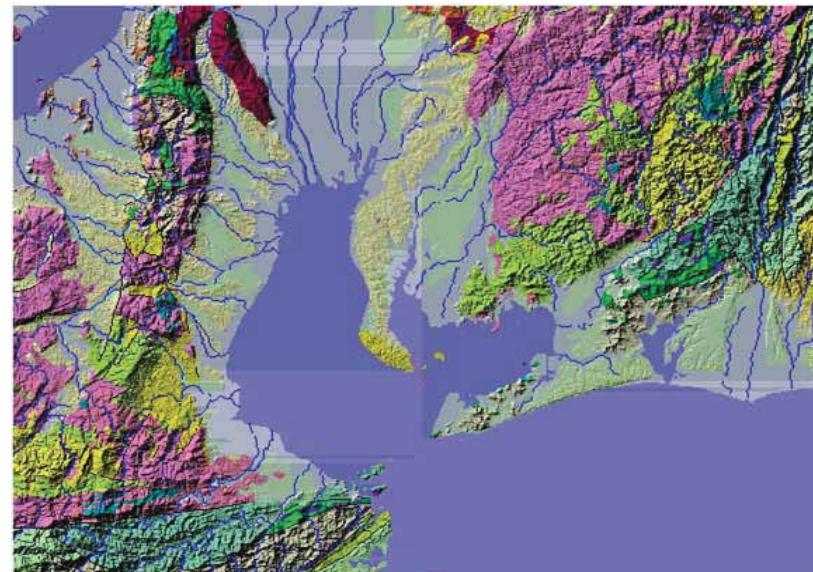
愛知県の西部は、木曽三川が運んできた大量の土砂の堆積によってできた広大な沖積低地、濃尾平野が広がっている。低地に続く台地は、更新世の河岸段丘で、名古屋城を始めとする名古屋市の中心部の基盤を作っている。東に向って次第に段を重ね、やがてゆるやかな起伏を持つ尾張丘陵となる。北部は、犬山城を先端とした尾張山地の高まりで、中・古生層を主とする美濃帶の堅い岩石からなっている。

濃尾平野には、せり上がる養老山地と三河山地のはざまで西へ傾きながら沈下する「濃尾傾動運動」があり、西端の堆積層は2000mにも及ぼうとしている。逆に、猿投山～知多半島ラインは隆起し、矢作川沿いは相対的に下がっている。

知多半島は、第三紀鮮新世の砂礫層に覆われる低い丘陵地帯である。半島の南端部分には、更に古い第三紀中新世の地層、師崎層群が現れている。知多半島の東側は、矢作川の生んだ台地と低地からなり、岡崎平野と呼ばれ、広い平坦面を残す台地がその北に続いている。

最も広い面積を占める三河山地は、主に中生代の花崗岩類と領家帶の変成岩からなる標高の高い山岳地帯である。山地のうちでも鳳来町・設楽町・東栄町にかけての一帯には、第三紀の海成層と、その海で起こった火山活動の爪跡が様々な形で残されている。

西南日本を南北に分断する日本最長の断層帯、中央構造線が豊川の谷から三河湾の底を走っている。この中央構造線を境として地質は全く姿を変え、八名・弓張山地は断層活動の影響を強く受けた圧碎岩やじょう乱帶、変形の著しい三波川帯の変成岩類からなっている。豊橋市から渥美半島にかけての山地を構成するのは、主に中・古生層からなる秩父累帯の岩石である。



資料:

- ・自然観察指導マニュアル 自然情報あいち
- ・伊勢湾台風災害誌
- ・日本列島の地質
- (日本列島の地質編集委員会 編
工業技術院地質調査所 監修)

沿岸域の地質

(日本列島の地質
日本列島の地質編集委員会 編)



2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題

2-1 防護面からみた現況と課題

2-1-1 海岸災害の脅威

三河湾・伊勢湾沿岸は、13号台風・伊勢湾台風、近年では平成21年の台風18号に代表される大災害に見舞われた経験があり、このような「自然の脅威」から背後の人命・資産の防護を図る必要がある。

1. 過去の風水害

昭和28(1953)年9月25日に来襲した13号台風は、三重県通過の際に満潮時と重なり、高波が発生して三河湾・伊勢湾沿岸に災害をもたらした。

さらに昭和34(1959)年9月26日には伊勢湾台風が伊勢湾地域を襲い、伊勢湾奥部は高波・破堤によって未曾有の大災害を引き起こすこととなった。

伊勢湾台風と13号台風の被害比較表

区分	単位	伊勢湾台風	13号台風
死者	人	4,487	393
行方不明者	人	158	85
負傷者	人	66,441	2,559
住家	全壊	戸	32,629
	半壊	戸	126,090
	流出	戸	4,666
	一部損壊	戸	656,997
浸水	床上浸水	戸	194,041
	床下浸水	戸	230,387
			351,575

資料:建設省 中部地方建設局
「伊勢湾台風災害復興誌」(S38)

13号台風による被害状況 (愛知県豊橋市)



伊勢湾台風時の海岸堤防の決壊 (川越村亀崎新田)
資料:伊勢湾台風災害復興誌 (三重県)

伊勢湾台風による各地の最高潮位
(潮位は T.P.表示)

資料:伊勢湾台風災害復興誌 (三重県)

2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題

2-1 防護面からみた現況と課題

2-1-1 海岸災害の脅威

三河湾・伊勢湾沿岸は、13号台風・伊勢湾台風に代表される大災害に見舞われた経験があり、このような「自然の脅威」から背後の人命・資産の防護を図る必要がある。

1. 過去の風水害

昭和28(1953)年9月25日に来襲した13号台風は、三重県通過の際に満潮時と重なり、高波が発生して三河湾・伊勢湾沿岸に災害をもたらした。

さらに昭和34(1959)年9月26日には伊勢湾台風が伊勢湾地域を襲い、伊勢湾奥部は高波・破堤によって未曾有の大災害を引き起こすことになった。

伊勢湾台風と13号台風の被害比較表

区分	単位	伊勢湾台風	13号台風
死者	人	4,487	393
行方不明者	人	158	85
負傷者	人	66,441	2,559
住家	全壊	戸	32,629
	半壊	戸	126,090
	流出	戸	4,666
	一部損壊	戸	656,997
浸水	床上浸水	戸	194,041
	床下浸水	戸	230,387
			351,575

資料:建設省 中部地方建設局
「伊勢湾台風災害復興誌」(S38)

13号台風による被害状況 (愛知県豊橋市)



伊勢湾台風時の海岸堤防の決壊 (川越村亀崎新田)
資料:伊勢湾台風災害復興誌 (三重県)

伊勢湾台風による各地の最高潮位
(潮位は T.P.表示)

資料:伊勢湾台風災害復興誌 (三重県)

現行基本計画記載内容

13号台風と伊勢湾台風との比較

観測所		潮位	偏 差	波 高	風 向	風 速	瞬間最大風速	海面気圧	備 考
名古屋港	伊勢湾 13号	3.89m 2.33m	3.55m 1.13m	2.40m (0.50m)	SSE NNW	37.0 22.6	SSE 45.7 N 30.4	958.5mb 970.9mb	
常滑	伊勢湾 13号	2.96m 2.53m	2.32m	(1.18m)		(30.0)			大野記録
師崎	伊勢湾 13号	2.10m 1.96m	1.85m (1.25m)	ESE	30.0 (30.0)				
武豊	伊勢湾 13号	3.09m 2.56m	2.75m 1.37m	(1.00m)		(30.0)			
形原	伊勢湾 13号	3.00m 2.75m	2.74m (1.25m)			(30.0)			
前芝	伊勢湾 13号	3.04m 2.83m	2.74m 1.45m	E	20.7 (20.0)				
福江	伊勢湾 13号	2.60m 2.50m	2.28m (1.80m)	SE ESE	38.0 (30.0)	39.9	957.1mb		
津	伊勢湾 13号	2.54m		ESE E	36.8 23.6	ESE 51.3 31.1	944.7mb 964.6mb		

※ 潮位は T.P.

()は推定値

資料：伊勢湾台風災害復興誌（愛知県）

2. 来襲波浪等

内湾である伊勢湾沿岸域の来襲波浪は比較的小さいものの、偏差が 1m 以上となる高潮が約 5 年に 1 回の割合で発生している。過去の風水害では、伊勢湾台風時に名古屋港では、波高 2.40m、瞬間最大偏差は 3.55m を記録している。



越波状況（三重県二見町）

資料：「伊勢湾沿岸整備マスターplan」
(三重県)

発生年月日	原因	検潮所	瞬間最大偏差
1950年9月3日	ジェーン台風	名古屋	1.5
1953年9月25日	台風13号	名古屋	1.0
1954年9月26日	洞爺丸台風	名古屋	1.3
1955年10月20日	台風26号	名古屋	1.2
1959年9月26日	伊勢湾台風	名古屋	3.5
		松阪	2.1外
1961年9月16日	第2室戸台風	名古屋	2.0
1967年10月28日	台風34号	名古屋	2.0
1979年9月30日～10月1日	台風16号	名古屋	1.11
1990年9月19日～9月20日	台風19号	名古屋 衣浦 四日市	1.96 1.85外 1.80外
1994年9月29日～9月30日	台風26号	名古屋 衣浦 四日市	1.9 1.43外 1.70外

伊勢湾沿岸における 1m 以上の高潮
(1945 年～1996 年)

資料：気象庁資料

変更記載内容（案）

13号台風と伊勢湾台風との比較

観測所		潮位	偏 差	波 高	風 向	風 速	瞬間最大風速	海面気圧	備 考
名古屋港	伊勢湾 13号	3.89m 2.33m	3.55m 1.13m	2.40m (0.50m)	SSE NNW	37.0 22.6	SSE 45.7 N 30.4	958.5mb 970.9mb	
常滑	伊勢湾 13号	2.96m 2.53m	2.32m	(1.18m)		(30.0)			大野記録
師崎	伊勢湾 13号	2.10m 1.96m	1.85m (1.25m)	ESE	30.0 (30.0)				
武豊	伊勢湾 13号	3.09m 2.56m	2.75m 1.37m	(1.00m)					
形原	伊勢湾 13号	3.00m 2.75m	2.74m (1.25m)			(30.0)			
前芝	伊勢湾 13号	3.04m 2.83m	2.74m 1.45m	E	20.7 (20.0)				
福江	伊勢湾 13号	2.60m 2.50m	2.28m (1.80m)	SE ESE	38.0 (30.0)	39.9	957.1mb		
津	伊勢湾 13号	2.54m		ESE E	36.8 23.6	ESE 51.3 31.1	944.7mb 964.6mb		

※ 潮位は T.P.

()は推定値

資料：伊勢湾台風災害復興誌（愛知県）

2. 高潮の発生状況

また、平成 21 年 10 月の台風 18 号では、三河湾を中心に伊勢湾台風に匹敵する高潮が発生し、三河湾を中心に、豊橋市、田原市などにおいて大きな被害を受けた。

また、近年では地球温暖化に伴う海面上昇や台風の強大化が懸念されており、今後、高潮被害の頻度が増すことも想定される。

発生年月日	原因	検潮所	潮位偏差
1950年9月3日	ジェーン台風	名古屋	1.5
		名古屋	1.13
1953年9月25日 ※1	台風13号	武豊 前芝	1.37 1.50
1954年9月26日	洞爺丸台風	名古屋	1.3
1955年10月20日	台風26号	名古屋	1.2
		名古屋	3.55
		常滑	2.32
		師崎	1.85
		武豊	2.75
		形原	2.74
		前芝	2.74
		福江	2.28
		松阪	2.1外
1959年9月26日 ※1	伊勢湾台風	名古屋	2.0
1961年9月16日	第2室戸台風	名古屋	2.0
1967年10月28日	台風34号	名古屋	2.0
1979年9月30日～10月1日	台風16号	名古屋	1.11
1990年9月19日～9月20日	台風19号	名古屋 衣浦 四日市	1.96 1.85外 1.80外
1994年9月29日～9月30日	台風26号	名古屋 衣浦 四日市	1.9 1.43外 1.70外
1998年9月20日～9月23日	台風8・7号	名古屋	1.10
2004年6月18日～6月22日	台風6号	名古屋	1.16
2004年9月25日～9月30日	台風21号	名古屋	1.30
2004年10月18日～10月21日	台風23号	名古屋	1.47
2009年10月6日～10月9日	台風18号	三河港 鳥羽	2.60 ※2 1.68
2011年9月15日～9月22日	台風15号	鳥羽	1.11

出典 ※1 伊勢湾台風災害復興誌（愛知県）記載の偏差の値

※2 中部地方整備局 三河港湾事務所 HP に記載の潮位偏差の値

上記以外 気象庁 潮位表の瞬間最大偏差の値



越波状況（三重県二見町）

資料：「伊勢湾沿岸整備マスターplan」
(三重県)

現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）



平成 21 年 台風 18 号時の二級河川 柳生
川での高潮遡上状況(豊橋市)



平成 21 年 台風 18 号時の二級河川 汐川
での高潮遡上状況(豊橋市)



平成 21 年 台風 18 号 台風経路と各地の潮位記録の状況

出典: 平成 21 年台風 18 号による三河湾における高潮(10月 8 日)報告 名古屋地方気象台、神戸海洋気象台



2-1-2 防護機能の低下

三河湾・伊勢湾沿岸においては、伊勢湾台風・13号台風という未曾有の災害を経験している時代背景もあり、これまで背後地の人命、財産を守るという防護面を優先に、大きな海岸堤防等による線的な防護方式を中心とした施設整備が進められてきた。しかしながら、これらの海岸保全施設は、築後30~50年を経過した現在、地盤沈下や老朽化の進行などによる機能低下が確認される他、法先の洗掘等により、高潮災害に対しての防護機能が十分でない区域もみられる。また、水閘門（水門、陸閘等）に関する問題が発生している。

1. 海岸堤防の機能低下

三河湾及び伊勢湾沿岸の海岸堤防は、そのほとんどが昭和20~30年代に伊勢湾等高潮対策事業で築造されたもので、築後30~50年を経過していることから、空洞化・クラックあるいは地盤沈下に伴う堤防の沈下が多く認められる。

また、知多半島先端では外洋波の影響を受けやすく海岸堤防の洗掘が見られる。



堤防の劣化（三重県河芸町）

資料：「伊勢湾沿岸整備マスタープラン」（三重県）



洗掘された海岸堤防（愛知県南知多町）



老朽化している海岸堤防（愛知県南知多町）

2. 水閘門の再整備

沿岸域における水閘門は築後数十年を経過し、コンクリートの劣化や扉体・水密ゴムの劣化、卷上機の不具合などの老朽化が進んでいる。また手動操作や操作性の悪さ、ヘドロや土砂の堆積等により緊急時の対応が困難なものも存在している。



老朽化した水門
資料：名古屋港管理組合



(マイターゲート)
資料：三重県



資料：愛知県



ト)
資料：三重県

2-1-2 防護機能の低下

三河湾・伊勢湾沿岸においては、伊勢湾台風・13号台風という未曾有の災害を経験している時代背景もあり、これまで背後地の人命、財産を守るという防護面を優先に、大きな海岸堤防等による線的な防護方式を中心とした施設整備が進められてきた。しかしながら、これらの海岸保全施設は、築後^{50年以上}を経過した現在、地盤沈下や老朽化の進行などによる機能低下が確認される他、法先の洗掘等により、高潮災害に対しての防護機能が十分でない区域もみられる。また、水閘門（水門、陸閘等）に関する問題が発生している。

平成26年3月の海岸法の一部改正により、海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように、維持・修繕し、海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならないことが明記された。今後は、施設の長寿命化に向けて適切な維持管理を実施していく必要がある。

1. 海岸堤防の機能低下

三河湾及び伊勢湾沿岸の海岸堤防は、そのほとんどが昭和20~30年代に伊勢湾等高潮対策事業で築造されたもので、築後^{50年以上}を経過していることから、空洞化・クラックあるいは地盤沈下に伴う堤防の沈下等が多く認められる。

また、知多半島先端では外洋波の影響を受けやすく海岸堤防の洗掘が見られる。



堤防の劣化（三重県河芸町）

資料：「伊勢湾沿岸整備マスタープラン」（三重県）



洗掘された海岸堤防（愛知県南知多町）



老朽化している海岸堤防（愛知県美浜町）

2. 水閘門の再整備

沿岸域における水閘門は築後数十年を経過し、コンクリートの劣化や扉体・水密ゴムの劣化、卷上機の不具合などの老朽化が進んでいる。また手動操作や操作性の悪さ、ヘドロや土砂の堆積等により緊急時の対応が困難なものも存在している。



老朽化した陸閘
資料：愛知県



水漏れ（マイターゲート）
資料：三重県



ヘドロの堆積（フラップゲート）
資料：三重県

2-1-3 砂浜の減少

埋立や構造物の設置、河川からの土砂流入の不足や侵食を原因とする砂浜幅の減少といった海岸地形の変化は、海岸環境の悪化のみならず砂浜や背後の松林等の植生と合わせて発揮される自然の消波機能の低下をもたらすこととなる。

1. 砂浜の減少

全国的に激化している砂浜の減少は、本沿岸においても確認されており、千代崎港や白子港周辺、さらには松阪・伊勢地域および渥美半島先端部にみられる。

一方、知多半島の砂浜は、岩礁性の岬や構造物で挟まれたユニットに存在し、そのユニット内での移動を繰り返しながら長期的には安定傾向となっている。

また、外洋波の影響を大きくうける知多半島の先端部では侵食による堤防の洗掘がみられる。

砂浜海岸においては、構造物の設置が地形の変化や流れの変化をもたらし、貴重な砂浜を減少させているところがある。海岸保全施設の機能低下への不安と共に、砂浜の持つ消波機能の消失という面でもその影響は大きい。



大正期の二見浦
(三重県二見町)
資料：三重県



現在の二見浦
資料：三重県



構造物設置前の状況
(愛知県美浜町)



構造物設置後の状況

2-1-3 砂浜の減少

埋立や構造物の設置、河川からの土砂流入の不足や侵食を原因とする砂浜幅の減少といった海岸地形の変化は、海岸環境の悪化のみならず砂浜や背後の松林等の植生と合わせて発揮される自然の消波機能の低下をもたらすこととなる。

1. 砂浜の減少

全国的に激化している砂浜の減少は、本沿岸においても確認されており、千代崎港や白子港周辺、さらには松阪・伊勢地域および渥美半島先端部にみられる。

一方、知多半島の砂浜は、岩礁性の岬や構造物で挟まれたユニットに存在し、そのユニット内での移動を繰り返しながら長期的には安定傾向となっている。

また、外洋波の影響を大きくうける知多半島の先端部では侵食による堤防の洗掘がみられる。

砂浜海岸においては、構造物の設置が地形の変化や流れの変化をもたらし、貴重な砂浜を減少させているところがある。海岸保全施設の機能低下への不安と共に、砂浜の持つ消波機能の消失という面でもその影響は大きい。



大正期の二見浦
(三重県二見町)
資料：三重県



現在の二見浦
資料：三重県



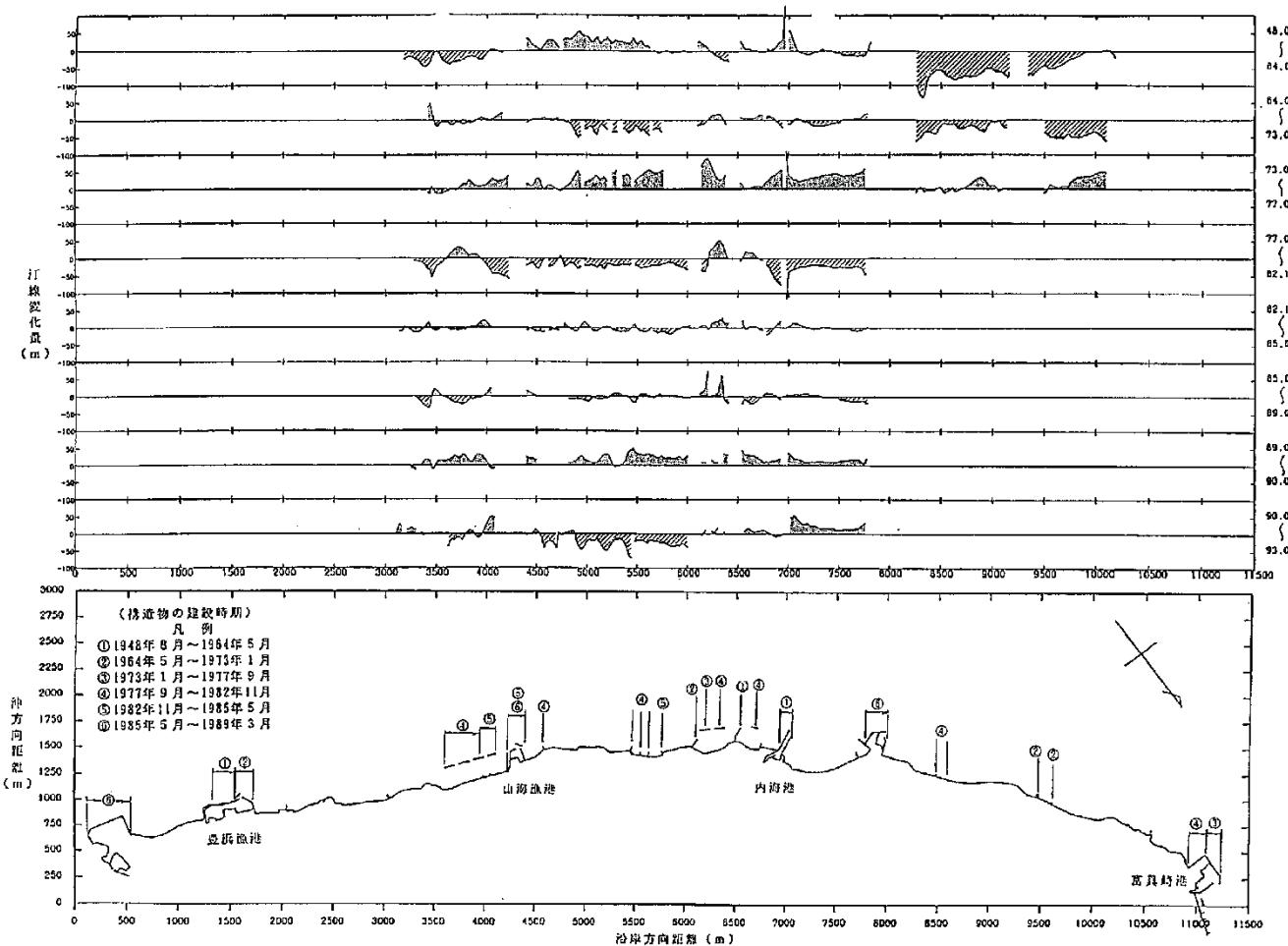
構造物設置前の状況
(愛知県美浜町)



構造物設置後の状況

(1) 知多半島

知多半島伊勢湾側では、南4区から富具崎港までの区間では、構造物で挟まれた汀線が微少な変動をしているが、大きな砂の移動は見受けられないが、外洋に面している半島先端部においては比較的大きな砂の移動が見受けられる。特に下図に示すように1977年9月の内海港南側の離岸堤背後に見られる砂の堆積や、1982年11月以降の山海漁港南側の離岸堤背後に見られる砂の堆積が確認され、内海港から山海漁港にかけて、継続的に砂が移動していることが読み取れる。

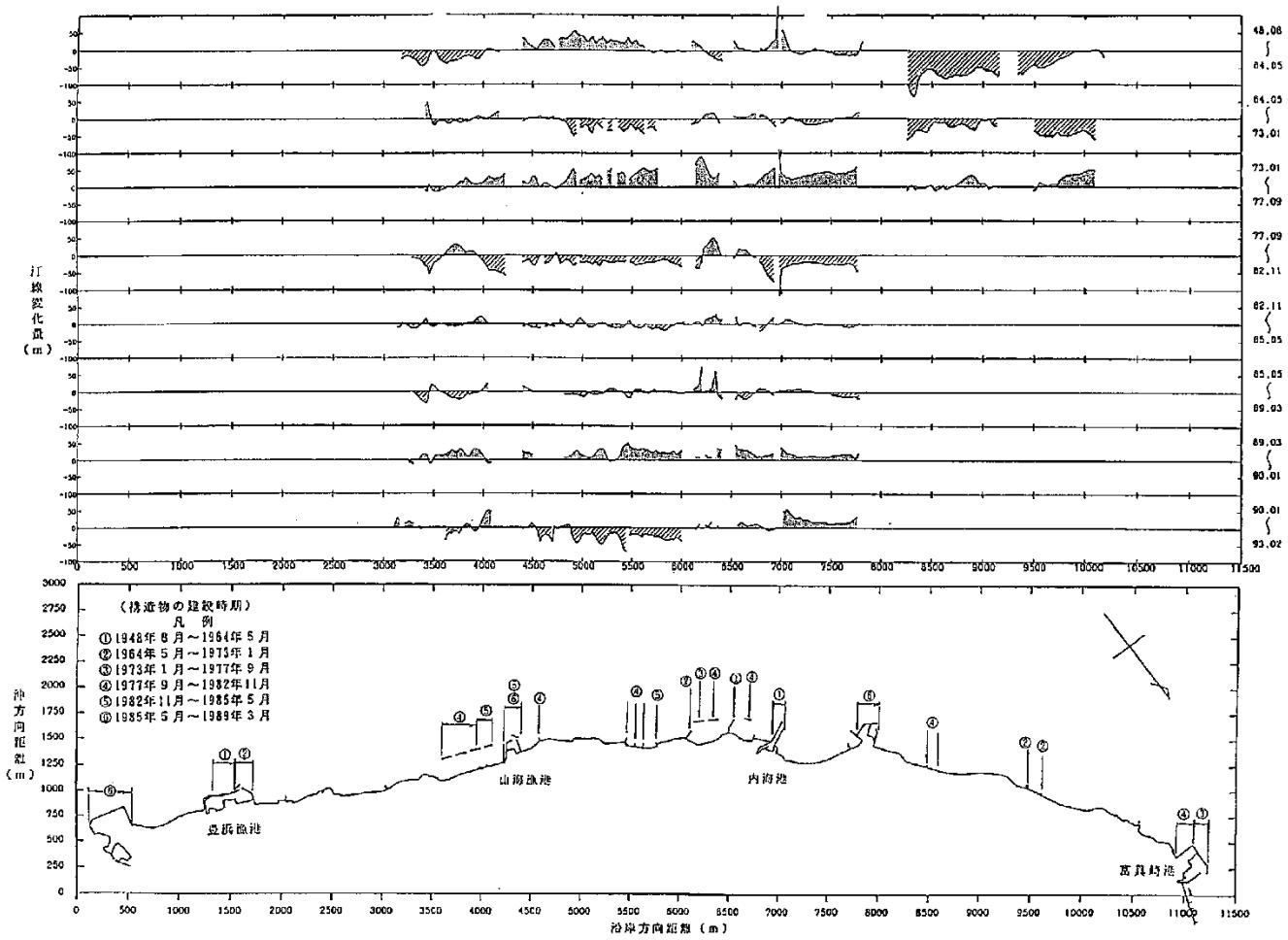


汀線変化状況（富具崎港～豊浜漁港）

資料：平成6年度 中部新国際空港 空港建設技術検討委員会 資料 （海岸地形変化予測調査）

(1) 知多半島

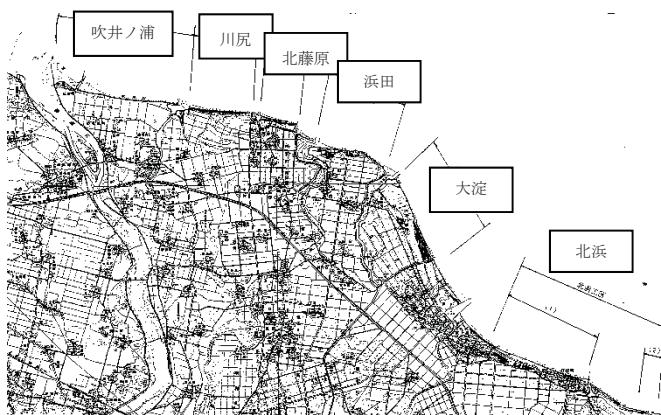
知多半島伊勢湾側では、南4区から富具崎港までの区間では、構造物で挟まれた汀線が微少な変動をしているが、大きな砂の移動は見受けられないが、外洋に面している半島先端部においては比較的大きな砂の移動が見受けられる。特に下図に示すように1977年9月の内海港南側の離岸堤背後に見られる砂の堆積や、1982年11月以降の山海漁港南側の離岸堤背後に見られる砂の堆積が確認され、内海港から山海漁港にかけて、継続的に砂が移動していることが読み取れる。



汀線変化状況（富具崎港～豊浜漁港）

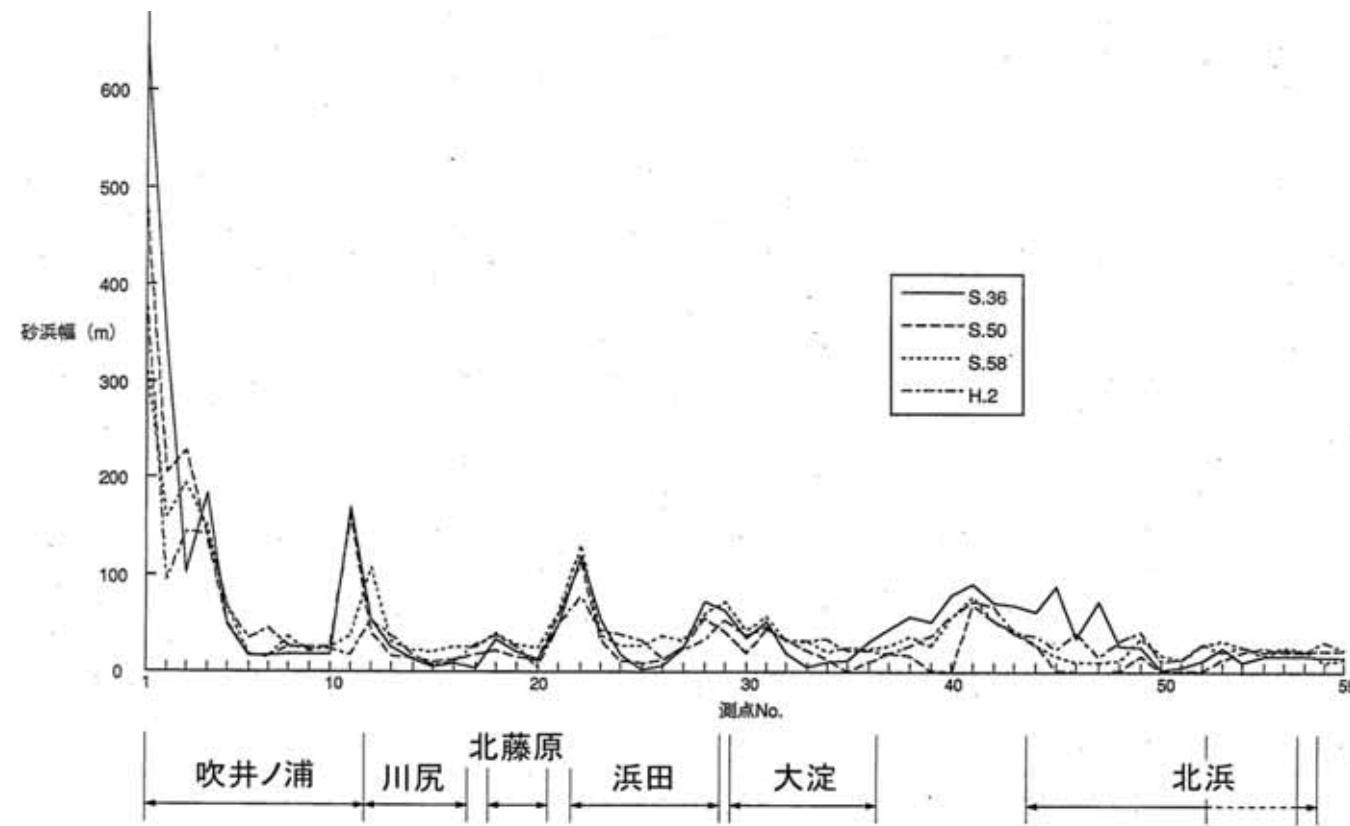
資料：平成6年度 中部新国際空港 空港建設技術検討委員会 資料 （海岸地形変化予測調査）

(2) 伊勢湾西南海岸



三重県松阪市～伊勢市に広がる西南海岸においては、吹井ノ浦、浜田、大淀地区では、河口付近に比較的発達した砂浜がみられるが、その他の海浜は脆弱であり、全体的には汀線は後退傾向にある。

資料：国土交通省 中部地方整備局
「伊勢湾西南海岸 環境基本計画」等



2. 砂浜背後の海岸林

海岸背後には、松林等が続いている地区もあり、砂浜と共に越波や飛沫から背後地を守る役割を果たしている。

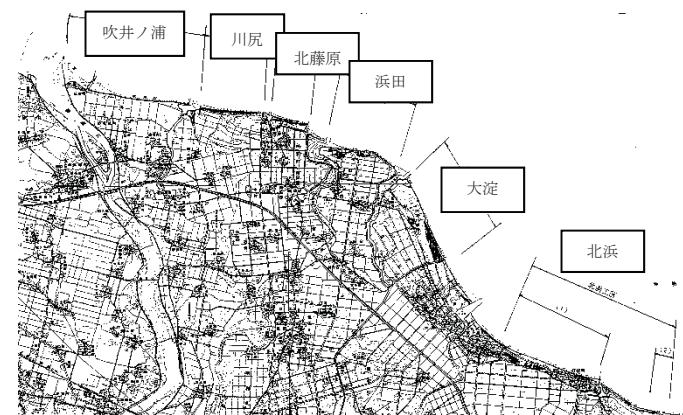


海岸林と砂浜（三重県津市）



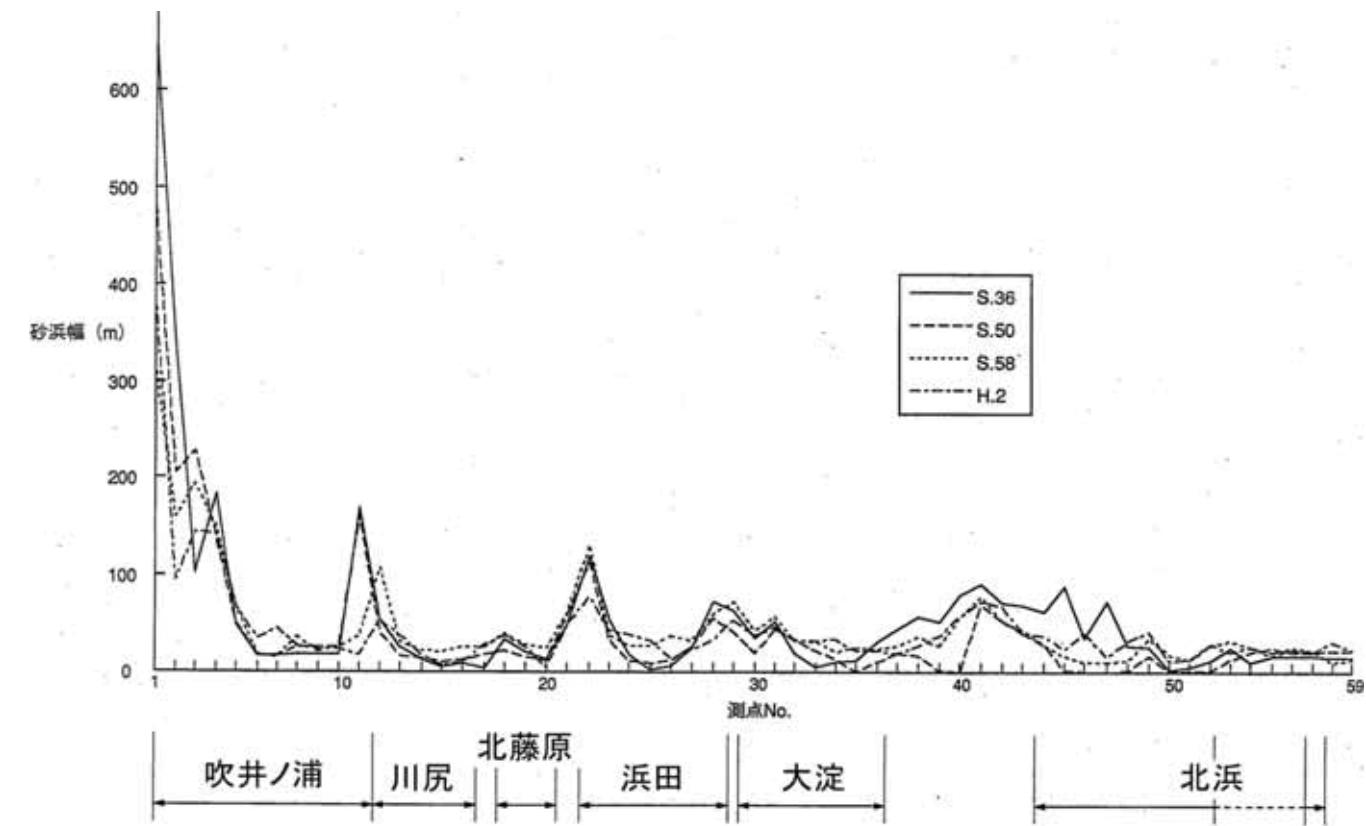
海岸林と砂浜（三重県香良洲町）

(2) 伊勢湾西南海岸



三重県松阪市～伊勢市に広がる西南海岸においては、吹井ノ浦、浜田、大淀地区では、河口付近に比較的発達した砂浜がみられるが、その他の海浜は脆弱であり、全体的には汀線は後退傾向にある。

資料：国土交通省 中部地方整備局
「伊勢湾西南海岸 環境基本計画」等



2. 砂浜背後の海岸林

海岸背後には、松林等が続いている地区もあり、砂浜と共に越波や飛沫から背後地を守る役割を果たしている。



海岸林と砂浜（三重県津市）



海岸林と砂浜（三重県香良洲町）

3. 海岸地形

本沿岸の海岸線は、特定重要港湾である名古屋港・四日市港をはじめとして数々の港湾が立地していることや、高潮等に備え堤防が張り巡らされていることもあります、海岸が自然の状態で残っている箇所が少ない。

砂浜海岸の特徴として、伊勢湾の三重県側では広範囲に連続して存在し、土砂は木曾三川や鈴鹿川からの土砂供給が主である。

一方、愛知県の知多半島側では、砂浜、岩礁、人工海岸が混在しており、岩礁性の岬によって囲まれた小規模な砂浜海岸が多数存在している。外部からの土砂供給は少なく、自然地理学的ユニットを形成している。また、三河湾の渥美半島先端部では、広範囲に連続して存在し、土砂供給は外洋からの流入土である。

三大湾の汀線形式

	伊勢湾	三河湾	東京湾	瀬戸内海区計
自然海岸(%)	19.79	8.36	9.01	37.07
半自然海岸(%)	14.63	17.78	4.72	14.39
人工海岸(%)	57.86	72.25	85.33	47.34

資料：「伊勢湾データ集」（伊勢湾総合対策協議会）より転載
(環境省「第4回自然環境保全基礎調査（1994.3）」より作成)



自然海岸（三重県二見町）



岩礁海岸（愛知県南知多町）



自然海岸（三重県二見町）



岩礁海岸（愛知県南知多町）



砂浜と松林（三重県鈴鹿市）



砂浜と松林（三重県津市）



砂浜と松林（三重県鈴鹿市）



砂浜と松林（三重県津市）

代表的な湾の汀線形式

	伊勢湾	三河湾	東京湾	大阪湾 ¹⁾
自然海岸(%)	18.60	7.49	7.91	8.28
半自然海岸(%)	8.56	10.70	4.76	4.43
人工海岸(%)	69.31	80.36	86.24	85.32

1)大阪湾は大阪湾北と大阪湾南を合わせた値

資料：環境省 自然保全局「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査（1998.3）」より作成

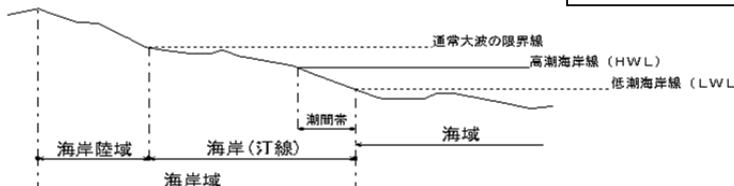
現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

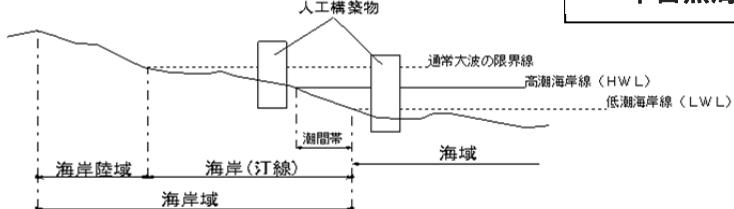
海岸区分の定義（環境省）

区分		
海岸 ～ 汀 線 ～	自然海岸 海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸 (海岸(汀線)に人工構造物のない海岸)	海岸（汀線）に浜が発達している 泥浜海岸 砂質（砂浜）海岸 岩石（礫浜）海岸
	半自然海岸 道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帶においては自然の状態を保持している海岸 (海岸(汀線)に人工構築物がない場合でも海域に護岸堤等の構築物がある場合は、半自然海岸とする)	海岸（汀線）に浜が発達していない（海食崖等） 泥浜海岸 砂質（砂浜）海岸 岩石（礫浜）海岸
	人工海岸 港湾・埋立・浚渫・干拓により著しく人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構築物がある海岸	埋立によってできた海岸 干拓によってできた海岸
河口部	上記以外の人工海岸 河川法の規定（河川法適用外の河川も準用）による「河川区域」の最下流端を陸海の境とする。	

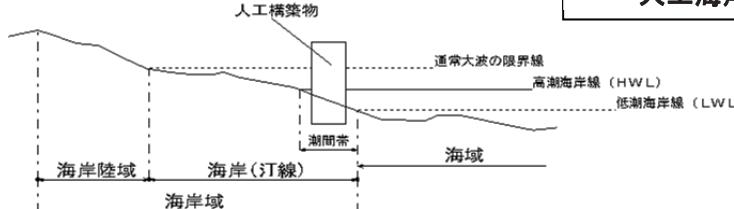
自然海岸



半自然海岸



人工海岸



- 注1) 「海岸(汀線)」とは、低潮海岸線と通常大波の限界線(飛沫が達する最高位線)との間の区域を示す。
 注2) なお、通常大波の限界線について環境省では、航空写真や国土地理院の地形図を活用して調査しており、この限界線を概ね、国土地理院の地形図の海岸線(高潮海岸線(HWL))から陸域側 100m の線としている。



人工海岸（愛知県名古屋市）

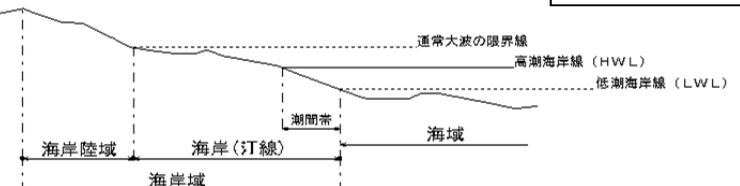


半自然海岸（愛知県美浜町）

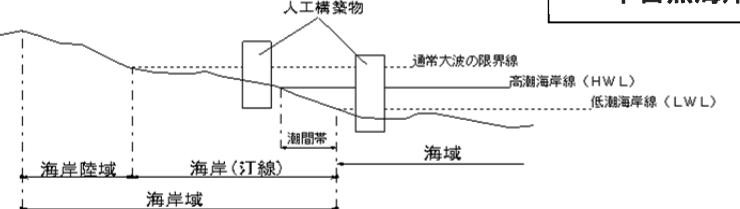
海岸区分の定義（環境省）

区分		
海岸 ～ 汀 線 ～	自然海岸 海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸 (海岸(汀線)に人工構造物のない海岸)	海岸（汀線）に浜が発達している 泥浜海岸 砂質（砂浜）海岸 岩石（礫浜）海岸
	半自然海岸 道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帶においては自然の状態を保持している海岸 (海岸(汀線)に人工構築物がない場合でも海域に護岸堤等の構築物がある場合は、半自然海岸とする)	海岸（汀線）に浜が発達していない（海食崖等） 泥浜海岸 砂質（砂浜）海岸 岩石（礫浜）海岸
	人工海岸 港湾・埋立・浚渫・干拓により著しく人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構築物がある海岸	埋立によってできた海岸 干拓によってできた海岸
河口部	上記以外の人工海岸 河川法の規定（河川法適用外の河川も準用）による「河川区域」の最下流端を陸海の境とする。	

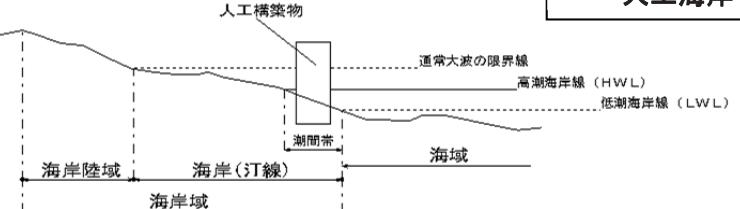
自然海岸



半自然海岸



人工海岸



- 注1) 「海岸(汀線)」とは、低潮海岸線と通常大波の限界線(飛沫が達する最高位線)との間の区域を示す。
 注2) なお、通常大波の限界線について環境省では、航空写真や国土地理院の地形図を活用して調査しており、この限界線を概ね、国土地理院の地形図の海岸線(高潮海岸線(HWL))から陸域側 100m の線としている。



人工海岸（愛知県名古屋市）



半自然海岸（愛知県美浜町）

2-1-4 地震災害への不安

本沿岸においては近い将来発生が予測されている東海・東南海・南海地震をはじめとして、地震の発生による被害（津波災害・液状化の発生等）が懸念されており、沿岸域においても事前の対策を進める必要がある。

1. 沿岸域に被害を及ぼす地震

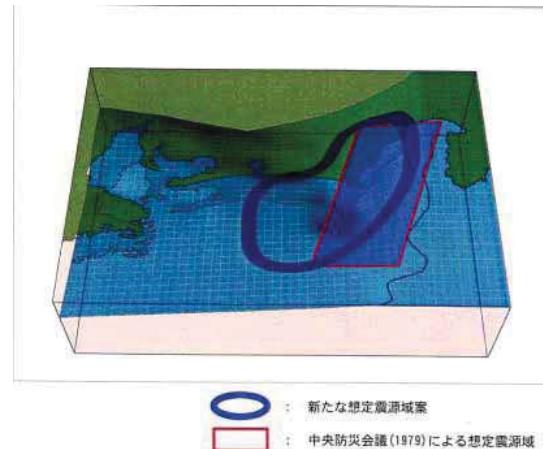


本沿岸域に被害を及ぼす地震は、主に太平洋側沖合い（南海トラフ沿い等）で発生する地震（東海～南海地震）、陸域の浅い地震、沈み込んだフィリピン海プレート内で発生する陸域のやや深い地震がある。伊勢湾内海底には伊勢湾断層帯が分布しているほか、陸域においても数箇所の断層帯が確認されている。

沿岸域の活断層
資料：文部科学省地
震調査研究推進本部

2. 東海・東南海・南海地震

歴史地震の調査結果によれば、東海～南海地域では、これまで 100 年～150 年程度の間隔でマグニチュード 8 クラスの地震が発生しており、今世紀前半にも発生が懸念されていることから、事前の対策を進める必要がある。愛知県・三重県では、平成 14 年 4 月に東海地震に係る地震防災対策強化地域が追加指定されるとともに、7 月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法が公布され、今後、多くの県内市町村が同特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に指定されることが見込まれることから、地震対策の強化を一層充実することとしている。



東海地震想定震源域

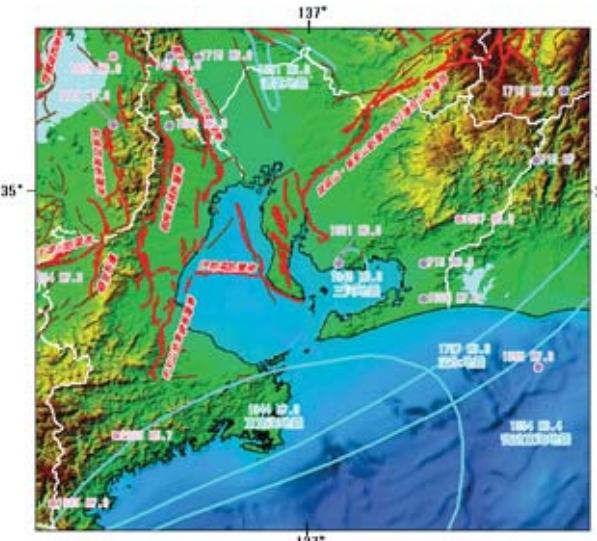
東海地震想定震源域
資料：中央防災会議資料

2-1-4 地震災害への不安

本沿岸においては近い将来発生が予測されている**南海トラフを震源とする地震**をはじめとして、地震の発生による被害（津波災害・液状化の発生等）が懸念されており、沿岸域においても事前の対策を進める必要がある。

1. 沿岸域に被害を及ぼす地震

本沿岸域に被害を及ぼす地震は、主に太平洋側沖合い（南海トラフ沿い等）で発生する地震（東海～南海地震）、陸域の浅い地震、沈み込んだフィリピン海プレート内で発生する陸域のやや深い地震がある。伊勢湾内海底には伊勢湾断層帯が分布しているほか、陸域においても数箇所の断層帯が確認されている。



沿岸域の活断層
資料：文部科学省
地震調査研究推進本部

2. 南海トラフを震源とする地震

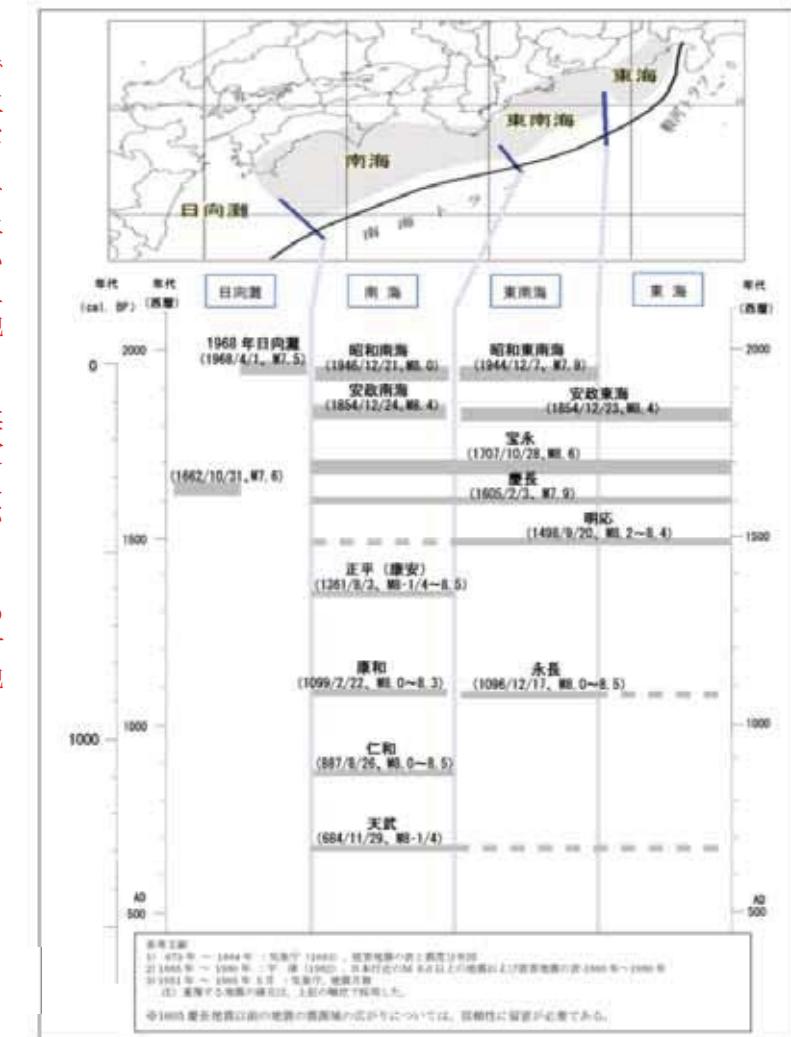
南海トラフでは、100～150 年程度の周期でマグニチュードが 8 クラスの巨大地震が発生しており、そのたびごとに沿岸部では甚大な被害を受けている。

南海トラフにおいて、今後マグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は、30 年以内に発生する確率は、60～70% とされている。（南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）文部科学省・地震調査研究推進本部・地震調査委員会 平成 25 年 5 月）

愛知県・三重県では、平成 14 年 4 月に東海地震に係る地震防災対策強化地域が追加指定されるとともに、7 月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法が公布され、今後、多くの市町村が同特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に指定されることが見込まれることから、地震対策の強化を一層充実することとしている。

上記は、平成 25 年に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法に改められるとともに、愛知県では県内の全市町村が同特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に指定された。（平成 26 年 3 月 26 日現在）

よって、地震対策の強化を一層充実することとしている。

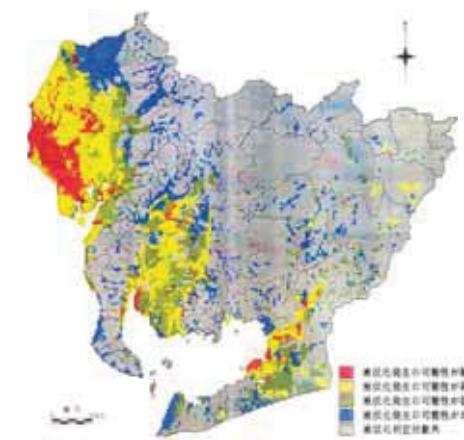


南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震
資料：内閣府資料

現行基本計画記載内容

3. 液状化の危険性

本沿岸域においては、ほぼ全域において地震が発生した場合に液状化が発生する可能性が高い。特に津市や松阪市・四日市市の一帯、弥富町から知多市に渡る広範囲においては特にその危険性が高く、総じて人口の集中している平野部における液状化の危険性が顕著である。



液状化危険度

資料:「愛知県東海地震被害予測全体報告書」(1995年3月)

資料:「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」
(三重県 1997年3月)

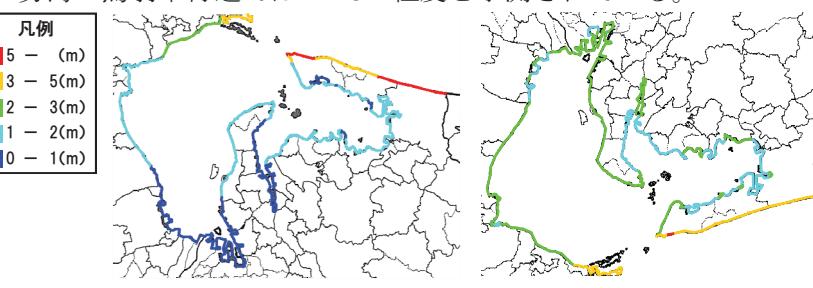
4. 津波災害

本沿岸域では、過去に大規模な地震に伴う津波災害に見舞われ、大きな被害を受けた経験

年次	月日	災害	内容
1096年(永長1)	11月24日	地震と津波	畿内・東海道・南海道で大地震。伊勢安濃津をはじめ、東海道沿岸地方で津波被害。
1498年(明応7)	8月25日	地震と津波	志摩から伊豆にかけての東海道で大地震。伊勢・志摩では津波による死者1万人余。当時の「日本三津」の安濃津・大湊が壊滅する。明応7年間は地震が多発、明応7年6月の地震で三河豊川の川筋が変わる。
1585年(天正13)	11月29日	地震と津波	震源地は越中白山付近、近畿・北陸・東海地方に被害。桑名・長島・岡崎などの城が損壊。伊勢湾岸では津波で死者多数、尾張海部郡・伊勢桑名郡では陥没・液状化などの被害大。余震が翌々年まで続いた。
1614年(慶長19)	10月25日	地震と津波	伊勢では津波による死者多数。三河では田原城櫓が損壊。
1707年(宝永4)	10月4日	地震と津波	関西以西の広い範囲で被害。沿岸部では津波による死者や流失物多数。海岸新田は破堤により水没。伊勢山田・津・四日市・尾張宮・三河吉田などでは町家が多く倒壊。
1708年(宝永5)	1月22日	地震と津波	伊勢で津波、新田が冠水する。宮川の堤防決壊。宝永4年以後4年間しばしば地震が発生。
1854年(安政1)	11月4・5日	地震と津波	安政東南海地震。
1891年(明治24)	10月28日	地震と津波	濃尾地震。
1944年(昭和19)	12月7日	地震と津波	東南海地震。
1945年(昭和20)	1月13日	地震と津波	三河地震。
1946年(昭和21)	12月21日	地震と津波	潮岬南西を震源地とし、東北南部から九州まで震動を感じるほど大規模で、伊勢南部・尾張西部地方に家屋の全半壊などの被害があった。
1960年(昭和35)	5月24日	地震と津波	チリ津波。

資料:運輸省第五港湾建設局パンフレット
「伊勢湾災害の歴史」地震津波編・台風高潮編より作成

平成13年11月27日の中央防災会議東海地震に関する専門調査会（第10回）において、三河湾・伊勢湾沿岸では、ところにより震度は6弱以上が予測されている。地震による津波の高さは三河湾内で0~2m程度、伊勢湾の鳥羽市付近では2~3m程度と予測されている。



また、平成14年12月24日の中央防災会議東南海・南海地震に関する専門調査会（第7回）において、三河湾・伊勢湾沿岸における東南海・南海地震同時発生時の津波の高さが予測されている。

地震による津波波高の分布図
資料:中央防災会議資料

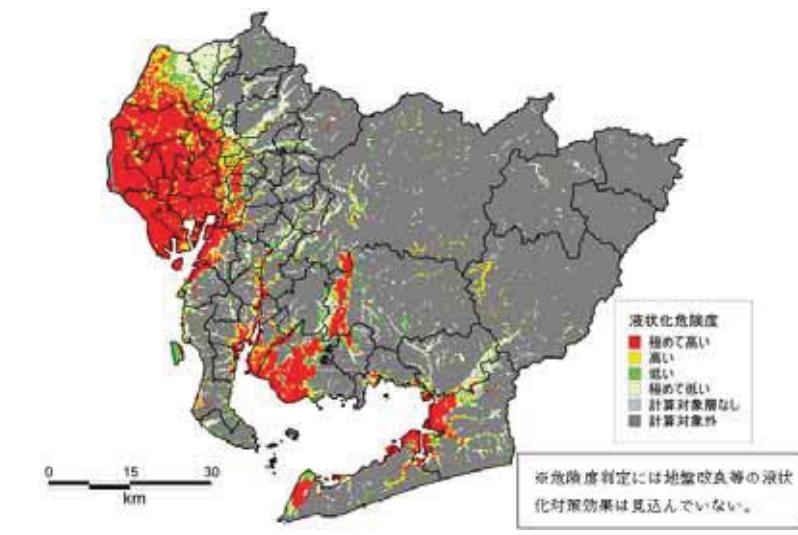
変更記載内容（案）

3. 液状化の危険性

本沿岸域においては、ほぼ全域において地震が発生した場合に液状化が発生する可能性が高い。特に津市や松阪市・四日市市の一帯、弥富町から知多市に渡る広範囲においては特にその危険性が高く、総じて人口の集中している平野部における液状化の危険性が顕著である。



液状化危険度



液状化危険度の検討結果（過去地震最大モデル）

資料:平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果 平成26年5月 愛知県防災会議地震部会

※過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震を重ね合わせたモデル）。

4. 津波災害

本沿岸域では、過去に大規模な地震に伴う津波災害に見舞われ、大きな被害を受けた経験がある。

年次	月日	災害	内容
1096年(永長1)	11月24日	地震と津波	畿内・東海道・南海道で大地震。伊勢安濃津をはじめ、東海道沿岸地方で津波被害。
1498年(明応7)	8月25日	地震と津波	志摩から伊豆にかけての東海道で大地震。伊勢・志摩では津波による死者1万人余。当時の「日本三津」の安濃津・大湊が壊滅する。明応7年間は地震が多発、明応7年6月の地震で三河豊川の川筋が変わる。
1585年(天正13)	11月29日	地震と津波	震源地は越中白山付近、近畿・北陸・東海地方に被害。桑名・長島・岡崎などの城が損壊。伊勢湾岸では津波で死者多数、尾張海部郡・伊勢桑名郡では陥没・液状化などの被害大。余震が翌々年まで続いた。
1614年(慶長19)	10月25日	地震と津波	伊勢では津波による死者多数。三河では田原城櫓が損壊。
1707年(宝永4)	10月4日	地震と津波	関西以西の広い範囲で被害。沿岸部では津波による死者や流失物多数。海岸新田は破堤により水没。伊勢山田・津・四日市・尾張宮・三河吉田などでは町家が多く倒壊。
1708年(宝永5)	1月22日	地震と津波	伊勢で津波、新田が冠水する。宮川の堤防決壊。宝永4年以後4年間しばしば地震が発生。
1854年(安政1)	11月4・5日	地震と津波	安政東南海地震。
1891年(明治24)	10月28日	地震と津波	濃尾地震。
1944年(昭和19)	12月7日	地震と津波	東南海地震。
1945年(昭和20)	1月13日	地震と津波	三河地震。
1946年(昭和21)	12月21日	地震と津波	潮岬南西を震源地とし、東北南部から九州まで震動を感じるほど大規模で、伊勢南部・尾張西部地方に家屋の全半壊などの被害があった。
1960年(昭和35)	5月24日	地震と津波	チリ津波。

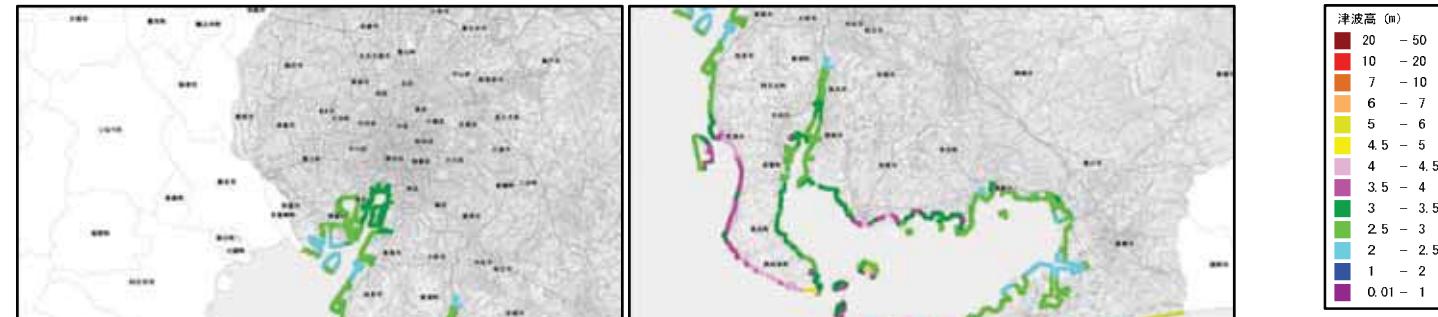
資料:運輸省第五港湾建設局パンフレット
「伊勢湾災害の歴史」地震津波編・台風高潮編より作成

(愛知県 津波シミュレーション結果)

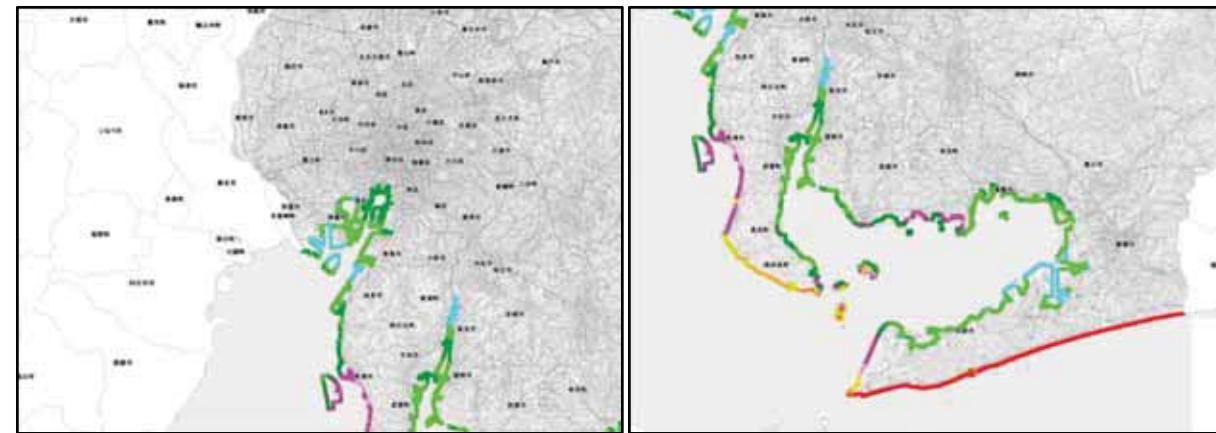
愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 26 年 3 月 愛知県防災会議地震部会）では、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したもの参考とした地震モデル（過去地震最大モデル）、および主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震モデル（理論上最大モデル）を対象に、津波シミュレーションを実施した。

伊勢湾および三河湾内では、過去地震最大モデルの津波ではおおむね T.P.3~4m、理論上最大モデルの津波になると若干高いものの、やはり T.P.3~4m 程度である。

太平洋に面した外海では、過去地震最大モデルの津波では 10m 程度、理論上最大モデルの津波では 21m 程度の津波高となっている。



過去地震最大モデルの津波の津波高（満潮水位 地盤変動量考慮）



理論上最大モデルの津波（ケース①）の津波高（満潮水位 地盤変動量考慮）

図の出典：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（詳細）

（平成 26 年 3 月 愛知県防災会議地震部会）